

監査結果公表第 18 - 17 号

住民監査請求に係る監査結果等の公表について

平成 18 年 10 月 16 日付けで提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果等について、同条第 4 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 18 年 12 月 13 日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 監査結果

別紙のとおり

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072 - 924 - 3896 (直通)

3 その他

監査結果については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

(請 求 人) 様

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

住民監査請求に係る監査の結果等について（通知）

平成 18 年 10 月 16 日付けで提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に対し、同条第 4 項の規定により監査を実施しましたが、請求のうち、同条第 8 項に定める監査委員の合議が調ったものにつきましては監査の結果を、請求に理由があるか否かにつき、監査委員の合議に至らなかったものにつきましては監査の過程における内容を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

(省 略 なお、同内容の請求が計 8 名より行われた。)

2 請求の提出

平成 18 年 10 月 16 日

3 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨は次のとおりである。

八尾市は現在八尾市人権協会に対し、法的根拠のない年額約 850 万円の助成金を出し、その上八尾市庁舎 3 階に実質無償で入居させている。さらに八尾市人権安中地域協議会、八尾市人権西郡地域協議会についても公共の建物に無償で入居させている。

また、八尾市人権協会、八尾市人権西郡地域協議会、西郡生きがい事業団、八尾市人権安中地域協議会、安中地区生きがいワークス、安中車庫利用者組合管理会、虹のかげはしに対し 48 件の業務を委託し、その年間総契約額（見込み）は 7,292 万円に上っている。

これらの業務委託の中には、同和地域以外であれば、町会や利用者などが管理、清掃を自らの責任としてボランティアで行っていたり、それ以外の業務でも行政の直接

発注で済む事業が多い。

今や法的根拠のない特別扱いの同和行政はただちに終了させるべきである。そこで監査委員においては以下の 4 項目につき、これらの施策・支出を決定した八尾市長仲村晃義に対して、八尾市の損害額を返還させ、今後の支出を差止め、施策を廃止するよう勧告することを求める。

八尾市人権協会に対して支給した、平成 18 年現在から遡って 1 年間分の助成金相当額約 850 万円を、八尾市長仲村晃義に返還させること。

八尾市人権協会に対する助成金の支給をただちに差止め、今後は廃止すること。

同和関係団体への委託業務（添付した一覧表に記載されている団体への委託業務）を廃止すること。

八尾市人権協会、八尾市人権安中地域協議会、八尾市人権西郡地域協議会を公共の建物からただちに退去させること。

4 事実を証する書面

- ・ 委託業務一覧（平成 17 年度決算見込み状況）
- ・ 平成 17 年度八尾市一般会計・特別会計歳入歳出決算書（八尾市人権協会助成金記載ページ）の写し
- ・ 平成 18 年度八尾市一般会計・特別会計予算書（人権協会運営助成金記載ページ）の写し
- ・ 平成 18 年 1 月 20 日付け行政財産の一部目的外使用許可申請書等、平成 18 年 4 月 1 日付け行政財産目的外使用許可書等の写し

（いずれも掲載を省略）

第 2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求が、地方自治法(以下「自治法」という。)第 242 条に規定する形式上の要件を具備しているものと認め、平成 18 年 10 月 23 日にこれを受理する決定をした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 18 年 10 月 27 日、請求人に対し、自治法第 242 条第 6 項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述に先立ち請求人に対し、今回の請求書において、「違法・不当であると主張されている理由など」について確認の意味で質問した。

まず、「請求書に記載されている請求項目の 1 から 4 までの違法・不当であると主張される理由は、いずれも 2002 年 3 月末のいわゆる「地対財特法」が失効しているにもかかわらず、法的根拠のない同和事業として続けていることと理解してよいか。」の質問に対し、請求人は「そうである。一般地域では住民自らがやっていることもある。」と確認された。

次に、「別紙一覧表の委託業務 48 業務は廃止すること。」を請求されているが、これまでの支出額の返還は請求されないと理解してよいか。」及び「八尾市人権協会、八尾市人権西郡地域協議会、八尾市人権安中地域協議会を公共の建物からただちに退去させ

ること。」に関しては、これまでの実質無償と主張される金額については返還を請求されないことと解してよいのか。」のそれぞれの質問に対し、請求人は「そうである。」と確認された。

その後、請求人のうち 2 名から、請求内容を補足する陳述がなされたが、新たな証拠の提出はなかった。

請求人の陳述の要旨は次のとおりである。

まず 1 つは、八尾市人権協会という八尾市の外郭団体でも何でもないだろうところに助成金を出すいわれはないのではないか、ということである。

それから、同和団体の委託業務についても、そういう委託業務をやっていること自体が、そもそもいろんな問題を引き起こしているのではないかと。そういうのを中止して、自分らで管理をしてもらう。あるいは行政が直接、シルバーセンターなんか人に派遣してもらうということにすればいい。

そして、八尾市も公共の建物に、こういう運動団体の事務所を置いている、八尾市自身にも問題がある。これだけ問題が起こったということであれば、廃止をしてもらいたい。

2001 年 12 月に、八尾市同和対策協議会の意見具申では、最後の方で、3 月末の現行法期限後の同和问题解決のための施策の進め方については、同和地区出身者に対象を限定した個人給付的事業その他すべての特別措置としての同和対策事業は終了すべきであるという答申がなされた。ところが実際に、19 担当課を全部回ってきたが、両方の旧同和地域にだけしか施策がなされてない、というのがいっぱいある。一般施策だと言いながら、実際にはこういった地域で特別対策としてやられているというふうに思う。

あと人権協の問題であるが、そもそも民間の運動団体、そこに八尾市の公共の建物を貸すこと自体問題がある上に、家賃まで減免している。ぜひとも正してほしい。

【本件監査通知における記載ページについて】

本件監査通知においては、「第 2 監査の実施 - 3 監査対象事項」以下の内容につき、請求項目ごとに次のページに記載した。

- 請求項目 1 「八尾市人権協会に対して支給した、平成 18 年現在から遡って 1 年間分の助成金相当額約 850 万円を、八尾市長仲村晃義に返還させること。」
及び請求項目 2 「八尾市人権協会に対する助成金の支給をただちに差止め、今後は廃止すること。」・・・4～8 ページ
請求項目 3 「同和関係団体への委託業務 48 業務を廃止すること。」・・・9～42 ページ
請求項目 4 「八尾市人権協会、八尾市人権西郡地域協議会、八尾市人権安中地域協議会を公共の建物からただちに退去させること。」・・・43～49 ページ

請求項目 1「八尾市人権協会に対して支給した、平成 18 年現在から遡って 1 年間分の助成金相当額約 850 万円を、八尾市長仲村晃義に返還させること。」
請求項目 2「八尾市人権協会に対する助成金の支給をただちに差止め、今後は廃止すること。」

(第 2 監査の実施)

3 監査対象事項

自治法第 242 条第 2 項は、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定している。

ところで、概算払いの方式によってなされた補助金の交付に対する住民監査請求につき、自治法第 242 条第 2 項本文にいう「当該行為のあった日」とは概算払いのなされた日であり、当該公金の支出がなされた日から 1 年を経過したときは監査請求をすることはできないとされている(最高裁判決平成 7 年 2 月 21 日 H6(行ツ)108 号)。また、公金の支出に関する監査請求においては、支出負担行為、支出命令及び支出の各行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるので、監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものであるとされている(最高裁判決平成 14 年 7 月 16 日 H11(行ヒ)131 号)。

本件請求に係る平成 17 年度分の助成金においては、2 回に分けて支出されており、当該行為のあった日は、助成金の支出負担行為が平成 17 年 6 月 23 日、1 回目の支出命令が同年 7 月 5 日、支出が同年 7 月 15 日であり、既に 1 年を経過しているものの、2 回目の支出命令が同年 11 月 25 日、支出が同年 12 月 15 日に行われていることに着目すれば、当該日から起算して請求日時点では 1 年が経過していないものと考えられる。

以上のことから、平成 17・18 年度に係る八尾市人権協会(以下「人権協会」という。)に対する運営費助成金の支出を監査対象とした。

4 監査対象部局

人権文化部 人権国際課

5 監査対象部局の陳述

平成 18 年 11 月 17 日、関係職員(人権文化部長、同部次長)から陳述の聴取を行った。

なお、当該席上においては、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人のうち 4 名が立ち会われ、最後に感想を述べられた。

関係職員の陳述の要旨は次のとおりである。

人権協会という団体の設置目的・その位置付け、性格について

人権協会については、八尾市における人権施策に協力し、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的に設置された任意団体である。

本市としては、平成 13 年 12 月に八尾市同和対策協議会から出された「平成 14 年度以後の同和行政のあり方についての意見具申」を踏まえ、同協会を「同和問題をはじめ広く人権啓発事業や人材育成に取り組んできた実績と、その蓄積された知識・技術や人的ネットワークを有している団体であり、市が多様な人権施策を推進して

いくための協力機関」として位置付けている。

この位置付けに基づき、本市は運営助成や事務所の目的外使用許可等を行っている。

当該助成の目的と助成金支出の根拠について

八尾市人権協会運営費助成金は、運営費助成金を交付することにより、人権施策の円滑な実施を図り、本市の都市づくりの基本理念である人権尊重の社会づくりを推進し、住民福祉の向上に寄与することを目的とした助成金である。

助成金支出の根拠については、八尾市補助金交付規則を踏まえ制定した八尾市人権協会運営費助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）に基づき支出している。

当該助成金の支出開始年度及び公益性を認めた理由について

平成 14 年度に八尾市同和事業促進協議会が八尾市人権協会へ改組したことにより、本助成金も名称変更を行っているが、名称変更前も含めると昭和 44 年度から支出している。

先程も説明したように、人権協会は八尾市における人権施策に協力し、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的として設置された団体であり、また、人権意識の普及及び高揚を図るための教育・啓発、人材の育成及び教材の開発、人権尊重の社会づくりを進めるための行政機関及び民間機関との協働の構築、様々な課題を有する人々の自立と自己実現に取組む住民活動への支援、及びその他、人権協会の目的を達成するために必要な事業を行っている。

市としては、この設置目的や事業内容から、人権協会を公共的団体であり、その事業内容については公益性があると判断している。この判断に基づき、本助成金についても公益性があると認めている。

当該団体の組織及び事業内容について

人権協会は、人権地域協議会の代表、人権に係わる市民の代表、人権行政の代表・（人権行政の）経験を有する者及び人権問題について学識を有する者で組織されている。

組織的には、理事会及び評議員会で構成されており、役員については、理事会の理事の中から互選により、会長、副会長（2 名）、事務局長、会計及び会計監査（2 名）を選出している。

人権協会の事業内容は、先程の説明のとおりである。

助成金の対象となる事業について

対象となる経費については、人権協会の運営に必要な事務所経費、会議費及び事業費等であり、主に事務局職員の人件費、需用費、備品費及び地区支援費である。

助成金の使用状況の把握について

毎年、実績報告書及びその添付書類である収支決算書・会計報告等の書類の提出を受け、確認している。

助成金の中から八尾市人権西郡地域協議会（以下「西郡地域協議会」という。）八尾市人権安中地域協議会（以下「安中地域協議会」という。）に地区支援費を支出している目的、根拠、対象経費、支出開始年度について

地区支援費については、両地域における地域交流や啓発、人材育成を支援するために、昭和 44 年度から支出している。

地区支援費を請けた両地域協議会においては、研修費、啓発等の事業費及び事務所維持経費に充てている。

なお、人権協会としては、様々な課題を有する人々の自立と自己実現に取り組む住民活動への支援として地区支援費を支出している。

人権協会と両地域協議会の関係について

人権協会は、両地域協議会と連携するとともに、同協議会に対して指導及び支援することになっている。

請求人の主張に対する意見について

地対財特法失効後の本市の部落差別を解消するための事業や施策については、一般施策を活用して実施されているものであり、人権協会に対する助成金についても、地対財特法失効後の本市の同協会に対する位置付けに基づき、助成金交付要綱を制定し、支出している。また、その支出については、毎年、予算という形で議会の承認を受け、執行している。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 助成金交付申請手続・支出手続

〔平成 17 年度分〕

助成金交付要綱第 6 条の規定に則り人権協会から平成 17 年 5 月 31 日に必要書類を添付した助成金交付申請がされ、市では第 7 条の規定により同年 6 月 22 日に助成金交付決定（9,541,695 円）し、第 8 条の規定により同年 6 月 23 日付八尾国第 57 号で交付決定通知を行っている。支出にかかる経過は次のとおりである。

平成 17 年 6 月 23 日 支出負担行為（9,541,695 円）

助成金交付（概算）請求書（今回請求 5,000,000 円）の提出

平成 17 年 7 月 5 日 支出命令（5,000,000 円）

平成 17 年 7 月 15 日 支出日

平成 17 年 11 月 25 日 助成金交付（概算）請求書（残額請求 4,541,695 円）の提出
支出命令（4,541,695 円）

平成 17 年 12 月 15 日 支出日

平成 18 年 3 月 31 日 助成金実績報告書及び助成金精算書（確定額 8,541,695 円）
の提出

助成金確定通知及び助成金返納・返還命令通知（1,000,000 円）

平成 18 年 5 月 25 日 返還金納入

支出負担行為書及び支出命令書について添付書類、決裁区分とも八尾市財務規則（以下「財務規則」という。）及び八尾市事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）に則って適正に処理されていた。

また、助成金交付要綱第 17 条の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日付けで助成金実績報告書及び助成金精算書が提出され、要綱第 18 条に基づき市は実施報告書、収支決算書等を審査し、交付すべき助成金の額（8,541,695 円）を確定し、助成金確定通知書により人権協会に通知するとともに、既に交付されている額（9,541,695 円）を超え

ていたため、助成金返納・返還命令通知により、返納（1,000,000 円）を命じ、平成 18 年 5 月 25 日に返還金が納入されていた。

〔平成 18 年度分〕

助成金交付要綱第 6 条の規定に則り人権協会より平成 18 年 5 月 30 日に必要書類を添付した助成金交付申請がされ、市では第 7 条の規定により同年 6 月 23 日に助成金交付決定（9,541,695 円）し、第 8 条の規定により同年 6 月 26 日付け八八八第 85 号で交付決定通知を行っている。支出にかかる経過は次のとおりである。

平成 18 年 6 月 26 日 支出負担行為（9,541,695 円）

助成金交付（概算）請求書（今回請求 5,000,000 円）の提出
支出命令（5,000,000 円）

平成 18 年 7 月 18 日 支出日

平成 18 年 10 月 30 日 助成金交付（概算）請求書（残額請求 4,541,695 円）の提出
支出命令（4,541,695 円）

平成 18 年 11 月 27 日 支出日

支出負担行為書及び支出命令書について添付書類、決裁区分とも財務規則及び事務処理規程に則って適正に処理されていた。

(2) 助成対象経費

助成金交付要綱第 5 条第 1 項では、「運営費助成金の交付対象は、人権協会が実施する人権施策に関する事業全般及び市長が必要と認める事業とする。」とされ、同条第 2 項で、「助成対象経費については、前項の事業を実施するうえで必要となる事務所経費、人件費、事業費及び会議費とする。」と規定している。「2005 年度 八尾市人権協会収支決算書」によれば、決算額合計 16,288,177 円のうち、職員費（給料・賞与等）5,662,841 円、事業費（講座事業費・地区支援費等）2,878,854 円の合計 8,541,695 円を助成金で充当しており、いずれも同要綱の規定に基づくものであった。

また、第 5 条第 3 項で、「助成金額については、予算の定める金額の範囲内とする。」と規定され、平成 17 年度については予算の定める金額（9,542 千円）の範囲内で交付決定・助成金確定がされ、平成 18 年度についても予算の定める金額（9,542 千円）の範囲内で交付決定がされていた。

2 判 断

自治法第 242 条第 8 項によれば、住民監査請求に基づく監査及び勧告の決定は、監査委員の合議によるものとされている。監査委員 4 名の協議において、本件助成金支出の違法・不当性を判断するにあたり、その前提としての人権協会が行う事業に公益上の必要性が認められるか否かについての判断がわかれ、「請求に理由がない」とする意見と「請求に理由がある」とする意見が並存し、意見の一致を見るために協議を重ねたが合議に至らなかった。

協議の過程で出された監査委員の意見は次のとおりである。

(1) 3人の監査委員の意見

補助金支出の法的根拠、公益性については、自治法第 232 条の 2 で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しており、行政事例（昭和 28 年 6 月 29 日自行行発第 186 号）では、公益上の必要の有無は普通地方公共団体の長が第一次的に判断し、次いで議会が予算審議を通じて判断することになるが、公益上必要であるかどうかの認定は、まったくの自由裁量行為ではないから、客観的にも、当該支出が公益上必要であると認められなければならないとされ、裁量権の逸脱、濫用があれば違法となるものと考えられる。

また、公益上の必要の有無の判断については、「地方自治法第 232 条の 2 にいう公益上の必要の有無は、地方公共団体の議会又は執行機関において当該地方公共団体の諸般の事情を総合的かつ合理的に勘案して判断すべき事柄であって、その裁量の範囲は広範なものというべきである」とされている（最高裁判決昭和 60 年 7 月 18 日 S55（行ツ）163 号）。

人権協会は、八尾市における人権施策に協力し、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的とし、多様な人権施策を推進していくための協力機関として位置付け、また、活動内容も、同和問題のみならず、女性問題、子ども・高齢者などへの虐待防止、障害者・外国人差別などの人権問題を支援するため、学習講座の開催、人権教育・啓発プラン作りへの参画などを行っており、同協会の設置目的や事業内容に公益上の必要があるとした市の判断について著しく妥当性を欠くものではなく、本件助成金の支出についても市の施策目的に合致しており公益上必要があると判断できる。

また、本件助成金については、平成 17 年 3 月市議会において、議案第 27 号「平成 17 年度八尾市一般会計予算」として、また、平成 18 年 3 月市議会において、議案第 37 号「平成 18 年度八尾市一般会計予算」としてそれぞれ提案され、市議会はこれを議決していること、そして事務手続きについても、要綱に規定されているとおり実施されていることから、市議会と執行機関がそれぞれ所定の手続きを行っており、違法・不当な支出に当たらないものと判断する。

よって、請求人の主張には理由がなく、当該措置の必要を認めない。

なお、人権協会は本件助成金から事業費として両地域協議会へ地区支援費を支出しているが、市民の理解を深めるために、当該地区支援費の使途内容の積極的な情報開示に努められたい。

(2) 1人の監査委員の意見

本件助成金は「同和対策事業特別措置法」等を背景として設立された旧八尾市同和事業促進協議会に対し昭和 44 年度から支出されており、平成 14 年度以降は改組された人権協会に対し引き続き支出されている。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が平成 13 年度末に失効している状況で、人権協会は旧八尾市同和事業促進協議会から人権と名を変えて存在している団体であり、また、地対財特法失効後は法的根拠もなくなったにもかかわらず、同和行政の一環としてこの助成金が続けられていることに公益上の必要性は認められず、人権に名を借りた公金支出は不当であると考えます。

よって、請求人の主張には理由がある。

(第 2 監査の実施)

3 監査対象事項

(1) 本件請求内容と一部が同一趣旨と判断する監査結果

行政実例(昭和 34 年 3 月 19 日 自丁行発第 37 号)によれば、同一事件について二個以上の請求がなされた場合でも、請求人が異なる以上一事不再議の原則を援用することはできないが、一個の監査請求について行った監査結果に基づいて請求に係る財務会計行為に違法・不当事由がないと認めるときは、新たな請求について改めて監査を行うことなく、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている。

本件請求における「同和関係団体への委託業務 48 業務を廃止すること。」のうち 47 業務については、別の請求人による住民監査請求について八監第 113 号(平成 18 年 10 月 26 日付け)で通知した監査結果(以下「前回監査請求結果」という。)における請求内容と同一趣旨の請求内容であり、この部分の請求については監査の実施に至らないものと判断し、前回監査請求結果の一部を省略し次のとおり転記することとした。

転記部分 (10ページ「請求人宛の通知」から、37ページ「総括意見末尾」まで)

(2) 新たな監査請求について

したがって、本件請求に添付されている別紙一覧表 48 件目に記載されている「コミュニティソーシャルワーカー配置事業(「(社会福祉法人)虹のかけはし」への委託事業)を廃止すること。」を新たな監査請求として監査を実施した。(38 ページから記載)

平成 18 年 10 月 26 日

(請 求 人) 様

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 18 年 8 月 28 日付け（同年 9 月 4 日付け補正受付）で提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

2 請求の提出

(省 略)

3 請求の要旨

(省 略)

4 事実を証する書面

(省 略)

第 2 監査の実施

1 請求の受理

(省 略)

2 請求人の証拠の提出及び陳述

(省 略)

3 監査対象事項

(1) 監査請求期間と正当な理由

(省 略)

(2) 市の外郭団体の財務会計行為

本件請求には、本市の外郭団体である(財)八尾体育振興会、(財)八尾市緑化協会、(財)八尾市文化財調査研究会が委託している事業も含まれているが、住民監査請求の対象となる財務会計行為は、当該地方公共団体が行った財務会計行為とされている。

これについては、市が全額出資し、「公有地の拡大の推進に関する法律」により設立された土地開発公社について、行政事例(昭和 50 年 10 月 1 日自治行 52 号)で「土地開発公社が行う現金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結等について住民監査請求をすることができない」とされていること、また、土地開発公社理事の違法行為について提起された住民訴訟における最高裁判決(平成 3 年 11 月 28 日)で、土地開発公社に自治法第 242 条、第 242 条の 2 が適用ないし準用される余地はないとされていることから明らかなように、例えば市の外郭団体であっても、市とは別の法人格を持つ団体であり、そのような他の団体の財務会計行為は、自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならないものと解される。

以上のことから判断し、(財)八尾体育振興会、(財)八尾市緑化協会、(財)八尾市文化財調査研究会が委託している業務を除く平成 17 年度及び 18 年度に係る下記 43 業務の委託料支出を監査対象事項とした。(以下、地対財特法期限後に支出した総費用を各年度ごとに委託業務内容別に明確にすることを求めている記述については省略)

【監査対象委託業務一覧表(所管課順)】

番号	事業名称	所管課	委託先	業務グループ
1	人権啓発関係業務	人権国際課	八尾市人権協会	(1) 人権啓発関係業務
2	人権ケースワーク事業	人権国際課	八尾市人権西郡地域協議会	(2) 相談業務
3	人権ケースワーク事業	人権国際課	八尾市人権安中地域協議会	(2) 相談業務
4	総合生活相談事業	桂人権ふれあいセンター	八尾市人権西郡地域協議会	(2) 相談業務
5	八尾市立桂人権ふれあいセンター清掃等業務	桂人権ふれあいセンター	西郡生きがい事業団	(3) 施設管理 (清掃・除草)
6	八尾市立桂人権ふれあいセンター施錠等業務	桂人権ふれあいセンター	西郡生きがい事業団	(3) 施設管理(施錠等安全業務)
7	総合生活相談事業	安中人権ふれあいセンター	八尾市人権安中地域協議会	(2) 相談業務
8	八尾市立安中人権ふれあいセンター清掃業務	安中人権ふれあいセンター	安中地区生きがいワーカーズ	(3) 施設管理 (清掃・除草)
9	八尾市立安中人権ふれあいセンター施錠等業務	安中人権ふれあいセンター	安中地区生きがいワーカーズ	(3) 施設管理(施錠等安全業務)
10	同和更生資金貸付金償還指導業務	福祉政策課	八尾市人権西郡地域協議会	(4) その他の業務
11	同和更生資金貸付金償還指導業務	福祉政策課	八尾市人権安中地域協議会	(4) その他の業務
12	八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業	福祉政策課	八尾市人権西郡地域協議会	(4) その他の業務

番号	事業名称	所管課	委託先	業務グループ
13	共同浴場の管理及び運営に関する業務 (錦温泉)	福祉政策課	八尾市人権西郡地域協議会	(3) 施設管理 (管理等業務)
14	共同浴場の管理及び運営に関する業務 (新生温泉)	福祉政策課	八尾市人権安中地域協議会	(3) 施設管理 (管理等業務)
15	被保護者就労促進事業	生活福祉課	八尾市人権西郡地域協議会	(4) その他の業務
16	被保護者就労促進事業	生活福祉課	安中地区生きがいワーカーズ	(4) その他の業務
17	八尾市地域住民見守り生活支援モデル 事業	高齢福祉課	八尾市人権西郡地域協議会 (街かどデイハウス「楽しもう家」)	(4) その他の業務
18	市立安中東保育所清掃業務	保育施設課	安中地区生きがいワーカーズ	(3) 施設管理 (清掃・除草)
19	安中地区保育所施(解)錠及び連絡業 務	保育施設課	安中地区生きがいワーカーズ	(3) 施設管理(施解 錠等安全業務)
20	市立保育所安全対策推進員業務	保育施設課	安中地区生きがいワーカーズ	(3) 施設管理(施解 錠等安全業務)
21	市立保育所安全対策推進員業務	保育施設課	西郡生きがい事業団	(3) 施設管理(施解 錠等安全業務)
22	地域就労支援コーディネーター活動推 進事業業務	産業振興課	八尾市人権西郡地域協議会	(2) 相談業務
23	地域就労支援コーディネーター活動推 進事業業務	産業振興課	八尾市人権安中地域協議会	(2) 相談業務
24	訪問介護員1級課程養成講座運営業務	産業振興課	八尾市人権安中地域協議会	(4) その他の業務
25	事業所人権啓発関係業務	産業振興課	八尾市人権協会	(1) 人権啓発関係業務
26	市立西郡新墓地運営管理業務	環境施設課	八尾市人権西郡地域協議会	(3) 施設管理 (管理等業務)
27	市立安中墓地運営管理業務	環境施設課	八尾市人権安中地域協議会	(3) 施設管理 (管理等業務)
28	市有地管理委託業務	用地対策課	西郡生きがい事業団	(3) 施設管理 (清掃・除草)
29	西郡地区集会所管理清掃委託業務	住宅管理課	八尾市人権西郡地域協議会	(3) 施設管理 (管理等業務)
30	八尾市営西郡住宅駐車場利用者登録整 理等業務	住宅管理課	八尾市人権西郡地域協議会	(4) その他の業務
31	西郡住宅墓地南側駐車場清掃業務	住宅管理課	西郡生きがい事業団	(3) 施設管理 (清掃・除草)
32	安中地区集会所管理清掃委託業務	住宅管理課	八尾市人権安中地域協議会	(3) 施設管理 (管理等業務)
33	市営安中住宅入居者用駐車場管理業務	住宅管理課	八尾市安中車庫利用者組合管 理会	(3) 施設管理 (管理等業務)
34	都市計画道路東大阪中央線除草及び塵 芥処理業務	土木建設課	西郡生きがい事業団	(3) 施設管理 (清掃・除草)
35	桂公園野球場整備清掃及び保安全管理業 務	みどり課	西郡生きがい事業団	(3) 施設管理 (管理等業務)
36	八尾市立桂小学校及び北山本小学校受 付員配置業務	施設管理課	西郡生きがい事業団	(3) 施設管理(施解 錠等安全業務)
37	八尾市立高美南小学校受付員配置業務	施設管理課	安中地区生きがいワーカーズ	(3) 施設管理(施解 錠等安全業務)
38	八尾市要支援生徒にかかる進路選択支 援事業	学務給食課	八尾市人権西郡地域協議会	(2) 相談業務
39	八尾市要支援生徒にかかる進路選択支 援事業	学務給食課	八尾市人権安中地域協議会	(2) 相談業務
40	人権啓発関係業務	生涯学習 スポーツ課	八尾市人権協会	(1) 人権啓発関係業務
41	桂青少年会館分館跡地清掃業務	桂青少年会館	西郡生きがい事業団	(3) 施設管理 (清掃・除草)
42	桂青少年会館分館跡地の除草業務	桂青少年会館	西郡生きがい事業団	(3) 施設管理 (清掃・除草)
43	施解錠業務	安中青少年会館	安中地区生きがいワーカーズ	(3) 施設管理(施解 錠等安全業務)

4 監査対象部局

人権文化部	人権国際課、桂人権ふれあいセンター、安中人権ふれあいセンター
保健福祉部	福祉政策課、生活福祉課、高齢福祉課、保育施設課
市民産業部	産業振興課
環境部	環境施設課
建築都市部	用地対策課、住宅管理課
土木部	土木建設課、みどり課
教育総務部	施設管理課、学務給食課
生涯学習部	生涯学習スポーツ課、桂青少年会館、安中青少年会館

5 監査の視点及び実施方法

(1) 監査の視点

地方公共団体においては住民福祉の向上を図るため、各種の事務事業を執行しているが、地方公共団体の長の施策選択の適否あるいは施策判断の妥当性を直接的に監査する権限は監査委員には認められておらず、請求人が違法・不当事由として主張する「地対財特法期限後においても実質同和事業を継続していること」の適否については、基本的には長の裁量権に属するものと判断される。

また、増大する行政需要に応えていくためには、常に地方公共団体が直接、事務を執行しなければならないものではなく、公共的団体や民間企業等の外部の団体等にその事務を委託することも当然考慮されなければならない。この場合に、地方公共団体が直接、事務を執行するか、あるいは外部に委託するかについても長の裁量権に属するものと考えられる。

従って、施策自体の適否や外部へ事業委託することの是非については長の裁量権と監査委員の職務権限の関係に十分意を用いながら、施策を実現する手法としての外部への事業委託について、契約事務や会計処理が適正に行われているか、委託業務内容や委託金額が適正か、契約内容どおりの業務がなされているかといった観点を主眼として特別監査を実施した。

(2) 監査の実施方法

本件請求においては対象となる事業数が多く、それを所管する部局についても多岐にわたっているため、関係職員の陳述の聴取に代えて委託事業調査表にて各担当課へ照会し、回答された内容及び提出された下記の書類をもとに調査した上、適宜担当課職員にヒアリングを実施するという方法により監査を実施した。

(提出を求めた書類等)

伺書一式（契約書を含む）、支出負担行為書及び支出命令書、
実績報告書または業務完了報告書、予算事項別明細書、
契約金額の見積書等、補助要綱等（国・府の補助事業）
[以上について平成 17・18 年度分]、その他監査で必要とした書類

第3 監査の結果

監査対象とした上記43業務について、業務内容の類似性等の視点から次のとおり6つの業務グループに分類し、それぞれ事実関係の確認等及び判断を行った。

(1) 人権啓発関係業務	人権啓発関係業務 他2業務
(2) 相談業務	人権ケースワーク事業 他7業務
(3) 施設管理(管理等業務)	共同浴場の管理及び運営に関する業務 他7業務
(3) 施設管理(清掃・除草業務)	八尾市立桂人権ふれあいセンター清掃等業務 他7業務
(3) 施設管理(施解錠等安全業務)	八尾市立桂人権ふれあいセンター施解錠等業務 他7業務
(4) その他の業務	同和更正資金貸付金償還指導業務 他7業務

1 事実関係の確認、監査対象部局の説明等

委託事業調査表で各担当課から回答された内容等及び提出された支出帳票書類等の調査結果は、次のとおりである。

(1) 人権啓発関係業務

事業名称	人権啓発関係業務				表番号	1	
所管課	人権国際課		委託先	八尾市人権協会			
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律					八尾市人権尊重の社会づくり条例	
業務委託内容							
H17	世界人権宣言八尾市実行委員会事務局機能		市民向け学習講座の実施		人権学習の相談及び指導		
	ひゅーまんフェスタ関係業務		その他本市が必要と認める業務				
H18	世界人権宣言八尾市実行委員会事務局機能		人権啓発冊子「ちいき・人権・ワールド」発行業務				
	ひゅーまんフェスタ関係業務		その他本市が必要と認める業務				
委託先選定理由： これまで人権啓発に関するノウハウを蓄積されており、本市同和対策協議会意見具申において、今後はその蓄積されたノウハウや人的ネットワークを人権啓発事業に広く活用すべきであると述べられており、本業務を委託するのに最も適していると考えられるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1		H17.6.1 他1回	3,000,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.16	2,500,000 円

事業名称	事業所人権啓発関係業務(啓発冊子作成業務)				表番号	25	
所管課	産業振興課		委託先	八尾市人権協会			
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律				八尾市人権尊重の社会づくり条例		
業務委託内容							
人権啓発冊子「はつらつ」の企画・立案・作成							
その他(市内事業所に対し、人権問題に関する啓発・情報提供等に資するうえで本市が必要であると認める業務)							
委託先選定理由： 企業向け人権啓発冊子作成にあたっては、人権の視点に立った企画・編集力とともに、本市の地域性に密着した情報提供が求められるが、八尾市人権協会は、これまでの活動から、市内各種団体との連携・協力体制を有しているため、関係団体・機関・個人への情報収集活動が容易であるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.10.3	H17.10.3 ~ H18.3.31		H17.10.3		H18.5.1	375,000 円
18年度 (8月末現在)	(未締結)						

事業名称	人権啓発関係業務				表番号	40	
所管課	生涯学習スポーツ課		委託先	八尾市人権協会			
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律					八尾市人権尊重の社会づくり条例	
業務委託内容							
人権啓発冊子作成							
人権問題全般にわたる啓発について、よりわかりやすく効果的なものとするため、市職員と定期的に打ち合わせ等を行いながら、テーマに基づき企画から納品まで全てを行う。							
(17年度「外国人市民との共生をめざして」)							
委託先選定理由： これまで人権を現代的学習課題として取り上げ、参加体験型の市民啓発事業の開催をはじめ生涯学習の推進を図ってくるなど、実績・ノウハウを有する市人権協会が適していると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.10.1	H17.10.1 ~ H18.3.31		H18.4.5		H18.4.25	210,000 円
18年度 (8月末現在)	(未締結)						

(2) 相談業務

事業名称	人権ケースワーク事業				表番号	2	
所管課	人権国際課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	大阪府人権相談事業実施要領及び補助金交付要領					八尾市人権ケースワーク事業実施要綱	
業務委託内容							
人権に関する相談事業							
市民の身近な人権相談に対する適切な助言並びに情報提供							
事案に応じた適切な機関の紹介、取り次ぎ							
人権侵害の実態把握							
委託先選定理由： 地域協議会は、これまで人権相談について貴重なノウハウを有しており、大阪府が実施する人権相談員養成講座を修了した人権ケースワーク相談員も配置していることから、これらの機能を活用することが有益と判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.2 他11回	3,465,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.1 他3回	1,155,000 円

事業名称	人権ケースワーク事業				表番号	3	
所管課	人権国際課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	大阪府人権相談事業実施要領及び補助金交付要領					八尾市人権ケースワーク事業実施要綱	
業務委託内容							
人権に関する相談事業							
市民の身近な人権相談に対する適切な助言並びに情報提供							
事案に応じた適切な機関の紹介、取り次ぎ							
人権侵害の実態把握							
委託先選定理由： 地域協議会は、これまで人権相談について貴重なノウハウを有しており、大阪府が実施する人権相談員養成講座を修了した人権ケースワーク相談員も配置していることから、これらの機能を活用することが有益と判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.2 他11回	3,465,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.1 他3回	1,155,000 円

事業名称	総合生活相談事業					表番号	4
所管課	桂人権ふれあいセンター		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	大阪府総合生活相談事業実施要綱 八尾市総合生活相談事業実施要綱						
業務委託内容							
桂人権ふれあいセンターを拠点として、生活上の様々な課題やニーズ等を発見・対応するための相談事業 対象者の相談に応じ、自立支援等のため適切な助言・指導、必要に応じ訪問等の活動 自立支援の事業の 検討、必要な機関等との連絡調整 関係機関や専門的支援事業等と連携した適切な助言・指導、住民交流事 業等による継続的な支援 広く住民への周知に努め、事業で得たノウハウを活かした啓発及び住民交流活動							
委託先選定理由： 地域協議会はこれまで地域住民を対象とした生活、就労等の各種相談を実施し、地域住民の 実態、ニーズの把握、自立支援活動を通しての貴重なノウハウや、関係機関との幅広いネットワークを有して おり、これらの機能を活用することが、本市にとっても非常に有益と判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.2 他 11 回	3,465,000 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.1 他 3 回	1,155,000 円

事業名称	総合生活相談事業					表番号	7
所管課	安中人権ふれあいセンター		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	大阪府総合生活相談事業実施要綱 八尾市総合生活相談事業実施要綱						
業務委託内容							
安中人権ふれあいセンターを拠点として、生活上の様々な課題やニーズ等を発見・対応するための相談事業 対象者の相談に応じ、自立支援等のため適切な助言・指導、必要に応じ訪問等の活動 自立支援の事業の 検討、必要な機関等との連絡調整 関係機関や専門的支援事業等と連携した適切な助言・指導、住民交流事 業等による継続的な支援 広く住民への周知に努め、事業で得たノウハウを活かした啓発及び住民交流活動							
委託先選定理由： 地域協議会はこれまで地域住民を対象とした生活、就労等の各種相談を実施し、地域住民の 実態、ニーズの把握、自立支援活動を通しての貴重なノウハウや、関係機関との幅広いネットワークを有して おり、これらの機能を活用することが、本市にとっても非常に有益と判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.1 他 11 回	3,465,000 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.8 他 3 回	1,155,000 円

事業名称	地域就労支援コーディネーター活動推進事業業務				表番号	22	
所管課	産業振興課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	雇用対策法 大阪府地域就労支援事業費補助金交付要綱						
業務委託内容							
働く意欲がありながら雇用・就労が実現できない就労困難者を対象に、就労相談や情報提供を行うとともに、市が主催する雇用創出事業の運営、広報等への協力を行う。							
委託先選定理由： 地域就労支援コーディネーターには、雇用・就労施策はもとより、福祉施策や生活支援などに関する知識・経験を有し、地域事情にも精通した人材が必要であるところ、従前より地域住民の自立支援の視点から就労支援を実施してきた地域協議会は、これらのノウハウを持っており、本業務を委託するのに最も適した団体であると考えられる。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.6 他 11 回	3,840,000 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.15 他 3 回	1,280,000 円

事業名称	地域就労支援コーディネーター活動推進事業業務					表番号	23
所管課	産業振興課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	雇用対策法 大阪府地域就労支援事業費補助金交付要綱						
業務委託内容							
働く意欲がありながら雇用・就労が実現できない就労困難者を対象に、就労相談や情報提供を行うとともに、市が主催する雇用創出事業の運営、広報等への協力を行う。							
委託先選定理由： 地域就労支援コーディネーターには、雇用・就労施策はもとより、福祉施策や生活支援などに関する知識・経験を有し、地域事情にも精通した人材が必要であるところ、従前より地域住民の自立支援の視点から就労支援を実施してきた地域協議会は、これらのノウハウを持っており、本業務を委託するのに最も適した団体であると考えられる。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.6 他11回	3,840,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.15 他3回	1,280,000 円

事業名称	八尾市要支援生徒にかかる進路選択支援事業				表番号	38	
所管課	学務給食課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	大阪府進路選択支援事業費補助金交付要綱		八尾市要支援生徒に係る進路選択支援事業実施要綱				
業務委託内容							
要支援生徒の進路希望及び進路選択に当たっての課題等の把握と相談・助言、継続的な進路相談を行うものである。事業の主な内容として、「進学する」「就学を継続する」「就職する」といったそれぞれのステージで家庭事情や経済的課題によって断念したり意欲を失わないよう、奨学金等の制度の周知や制度の効率的活用の支援、また、働く場の紹介や働く意欲を高揚するため一人一人に見合った支援等を行っている。							
委託先選定理由： 本事業は、要支援生徒の個々のニーズの対応など自立支援に資することを目的とした進路相談業務であり、過去より様々な相談業務を行ってきた地域協議会の実績を十分に活用できると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H17.10.3 他1回	2,625,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.1 他3回	875,000 円

事業名称	八尾市要支援生徒にかかる進路選択支援事業				表番号	39
所管課	学務給食課		委託先	八尾市人権安中地域協議会		
根拠法令	大阪府進路選択支援事業費補助金交付要綱		八尾市要支援生徒に係る進路選択支援事業実施要綱			
業務委託内容						
要支援生徒の進路希望及び進路選択に当たっての課題等の把握と相談・助言、継続的な進路相談を行うものである。事業の主な内容として、「進学する」「就学を継続する」「就職する」といったそれぞれのステージで家庭事情や経済的課題によって断念したり意欲を失わないよう、奨学金等の制度の周知や制度の効率的活用の支援、また、働く場の紹介や働く意欲を高揚するため一人一人に見合った支援等を行っている。						
委託先選定理由： 本事業は、要支援生徒の個々のニーズの対応など自立支援に資することを目的とした進路相談業務であり、過去より様々な相談業務を行ってきた地域協議会の実績を十分に活用できると判断したため。						
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無
						有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1	H17.10.3 他1回	1,575,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1	H18.5.1 他3回	525,000 円

(3) 施設管理（管理等業務）

事業名称	共同浴場の管理及び運営に関する業務（錦温泉）					表番号	13
所管課	福祉政策課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	八尾市共同浴場条例 八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例						
業務委託内容							
H17 共同浴場の管理及び運営							
・入浴料の収受 ・利用者に対する物品の販売、サービスの提供 ・その他運営に必要な業務							
H18 指定管理者制度に基づく協定による共同浴場の管理及び運営							
上記業務のほか、 ・建物、設備、器具等の維持管理 ・利用の許可及び取り消し							
委託先選定理由： 共同浴場は地区環境の保健衛生の向上を図るとともに福祉のまちづくり、コミュニティの再生等幅広い機能を担っており、地区の公共的団体に委託することによって、自治の高揚や地域経営の推進が期待できると判断したため。							
契約方法	随意契約(H17)	適用条項	第 1 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日		支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		――	――		0 円
18 年度 (8月末現在)	協定締結日 H18.4.1	業務処理期間 H18.4.1 ~ H21.3.31		H18.4.1	H18.4.18		584,118 円

事業名称	共同浴場の管理及び運営に関する業務（新生温泉）					表番号	14
所管課	福祉政策課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	八尾市共同浴場条例		八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例				
業務委託内容							
H17 共同浴場の管理及び運営							
・入浴料の収受 ・利用者に対する物品の販売、サービスの提供 ・その他運営に必要な業務							
H18 指定管理者制度に基づく協定による共同浴場の管理及び運営							
上記業務のほか、 ・建物、設備、器具等の維持管理 ・利用の許可及び取り消し							
委託先選定理由： 共同浴場は地区環境の保健衛生の向上を図るとともに福祉のまちづくり、コミュニティの再生等幅広い機能を担っており、地区の公共的団体に委託することによって、自治の高揚や地域経営の推進が期待できると判断したため。							
契約方法	随意契約(H17)	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日		支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		――	――		0 円
18年度 (8月末現在)	協定締結日 H18.4.1	業務処理期間 H18.4.1 ～ H21.3.31		H18.4.1	H18.4.19		106,533 円

事業名称	市立西郡新墓地運営管理業務					表番号	26
所管課	環境施設課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	八尾市墓地条例、同施行規則		市立西郡新墓地の運営要綱				
業務委託内容							
墓地の管理事務及び墓地内の環境整備（清掃・除草等）並びに墓地使用申込者の管理者との協議等業務							
委託先選定理由： 現墓地は、地元が管理していた近隣の共同墓地の拡張を目的とした経過があり、地元団体の管理が適切であると判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日		支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1	H17.5.2 他 11 回		1,344,000 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1	H18.5.2 他 3 回		448,000 円

事業名称	市立安中墓地運営管理業務					表番号	27
所管課	環境施設課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	八尾市墓地条例、同施行規則 市立安中墓地の運営要綱						
業務委託内容 墓地の管理事務及び墓地内の環境整備（清掃・除草等）並びに墓地使用申込者と管理者との協議等業務							
委託先選定理由： 現墓地は、共同墓地が狭隘なため市営墓地として拡張した経過があり、地元団体の管理が適切であると判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.2 他 11 回	1,344,000 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.15 他 3 回	448,000 円

事業名称	西郡地区集会所管理清掃委託業務					表番号	29
所管課	住宅管理課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	公営住宅法						
業務委託内容							
集会所管理業務として、使用申込の受付及び調整事務を行うとともに、清掃業務として、集会所内外の美化のために、日常清掃(週3回)及び定期清掃(月1回)を行う。							
委託先選定理由： 本委託先は、周辺地域の住民も参画した団体で、地域のコミュニティづくりを担う自治会的な団体であり、また、地元事情にも精通しており、利用者との調整等本件業務を当団体に委託することが適切であると考えするため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日		支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1	H17.5.9 他11回		4,128,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1	H18.5.1 他3回		1,376,000 円

事業名称	安中地区集会所管理清掃委託業務					表番号	32
所管課	住宅管理課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	公営住宅法						
業務委託内容							
集会所管理業務として、使用申込の受付及び調整事務を行うとともに、清掃業務として、集会所内外の美化のために、日常清掃(週3回)及び定期清掃(月1回)を行う。							
委託先選定理由： 本委託先は、周辺地域の住民も参画した団体で、地域のコミュニティづくりを担う自治会的な団体であり、また、地元事情にも精通しており、利用者との調整等本件業務を当団体に委託することが適切であると考えするため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日		支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1	H17.5.2 他11回		3,096,000円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1	H18.5.1 他3回		1,032,000円

事業名称	市営安中住宅入居者用駐車場管理業務					表番号	33
所管課	住宅管理課		委託先	八尾市安中車庫利用者組合管理会			
根拠法令	公営住宅法 安中市営住宅車庫利用者管理要綱						
業務委託内容							
・秩序維持（月2回夜間の巡回、ナンバープレートを車止めに設置）							
・環境美化（週2回清掃、周辺の環境美化及び駐車場を清潔に使用することの啓発）							
・施設補修の連絡調整（駐車場及びその附帯施設を巡回し施設損傷状況を点検する）							
・迷惑駐車等の点検及び啓発等（月1回以上住宅敷地内を巡回、不法、迷惑駐車、不正使用の点検、排除に努める）							
・使用料の納付勧奨 ・問い合わせ等への対応							
委託先選定理由： 車庫利用者組合管理会は、当該駐車場利用者と地域団体で構成されている組織であり、利用者等による自主管理を行うことが適切であると考えられるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1 他11回		H17.5.10 他11回	4,300,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1 他3回		H18.5.18 他3回	1,276,000 円

事業名称	桂公園野球場整備清掃及び保安管理業務					表番号	35
所管課	みどり課		委託先	西郡生きがい事業団			
根拠法令	―――						
業務委託内容							
野球場の清掃保守、施設整備等の安全保持、使用許可を受けた者に対する指導監督。 グランド、管理棟、ダグアウト、駐車場の清掃 球場等の不陸整正（当該場所まで一輪車で砂等を運搬し、スコップ等で撒き平らに転圧を行う。） 芝生内の目土入れ グランド内の散水 グランドの白線引き 雑草の手作業による抜き取り及び除草剤散布、並びに枯れ草の処理							
委託先選定理由： 地域事情に精通し、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいづくりと就労を結びつけた事業の活動を実施している当該団体を選定したもの。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.7.1	H17.7.1 ～ H18.3.31		H17.7.1 他8回		H17.8.16 他8回	1,681,560 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1 他3回		H18.5.12 他3回	899,100 円

(3) 施設管理（清掃・除草業務）

事業名称	八尾市立桂人権ふれあいセンター清掃等業務					表番号	5
所管課	桂人権ふれあいセンター		委託先	西郡生きがい事業団(H17.9.30まで八尾市シルバー人材センター)			
根拠法令	―――						
業務委託内容							
原則として月・水・金（但し、休日を除く）週3日で、センターの清掃及び雑務（午前9時～正午） 事務所、学習室等施設内の床を掃く等その用途に応じた清掃 カウンターなどを拭くこと ゴミの集積 敷地内の拾い掃き							
委託先選定理由： 高齢者の生きがいの創造と活用及び地域就労支援並びに地理的利便性等を考慮の結果、当該団体が適正と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.10.1	H17.10.1 ~ H18.3.31		H17.11.1 他5回		H17.11.1 他5回	155,520 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.5.1 他3回		H18.5.1 他3回	116,640 円

事業名称	八尾市立安中人権ふれあいセンター清掃業務				表番号	8	
所管課	安中人権ふれあいセンター	委託先	安中地区生きがいワーカーズ				
根拠法令	―――						
業務委託内容							
安中人権ふれあいセンター及び分室の館内外の清掃業務							
[基本清掃業務]・毎日作業・・・館内清掃（午前9時から午後3時までの間に1人の清掃員が行う）							
・適宜作業・・・建物周辺、駐車場、花壇、センター敷地外周部分の清掃							
[特別清掃業務]・夏季及び年末清掃・臨時清掃							
委託先選定理由： 高齢者の生きがいの創造と活用及び地域就労支援並びに地理的利便性等を考慮の結果、当該団体が適正と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1 他11回		H17.5.2 他11回	503,010 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1 他3回		H18.5.8 他3回	177,390 円

事業名称	市立安中東保育所清掃業務				表番号	18	
所管課	保育施設課		委託先	安中地区生きがいワーカーズ			
根拠法令	――						
業務委託内容							
主として下記の業務を行う。業務時間は平日 8:00～17:00（休憩時間 12:00～13:00） ○清掃業務（拭き掃き清掃）・・・玄関入り口、ホール、廊下、階段、管理人室、会議室兼更衣室、保健室、保育室、遊戯室、洗面所、沐浴室、便所、施設周辺について毎日 1 回（一部 2 回）ないし適宜行う。 ○その他の業務・・・生ごみ処理機の槽内残渣取り出し							
委託先選定理由： 保育所が所在する地域内における人材を活用し、働く意欲を持つ高齢者の雇用の促進を図るという目的の下、高齢者の雇用促進に取り組んでいる当該団体を適当と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 3 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1 他 11 回		H17.5.9 他 11 回	2,243,700 円
18 年度 (8月末現在)		(民営化に伴い事業廃止)					

事業名称	市有地管理委託業務				表番号	28		
所管課	用地対策課		委託先	西郡生きがい事業団				
根拠法令	八尾市あき地の適正管理に関する条例							
業務委託内容								
旧西郡地区内9箇所の余剰地(面積合計1,781㎡)の草刈を実施し、収集及び処分するもの								
委託先選定理由： 当該団体は高齢者の就労、生きがい対策を目的とし、旧西郡地内にあって、作業箇所に近く業務の実績があり、現地状況や作業内容を熟知していることから委託先として適当と判断した。								
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有	
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日		支出金額
17年度	H17.4.7	H17.4.7 ~ H18.3.31		H17.4.7		H17.6.28 他2回		474,600 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.14	H18.4.14 ~ H18.12.29		H18.4.14		H18.6.13 他1回		408,450 円

事業名称	西郡住宅墓地南側駐車場清掃業務					表番号	31
所管課	住宅管理課		委託先	西郡生きがい事業団			
根拠法令	――						
業務委託内容							
環境美化		・ 駐車場の環境美化に努めるため週 2 回以上清掃を実施する ・ 駐車場周辺の環境美化及び駐車場を清潔に使用することへの啓発を行う					
施設補修の連絡調整		・ 駐車場及びその付帯施設を巡回し施設損傷状況を点検する ・ 施設の補修を必要とする箇所を発見したときは速やかに市へ連絡する					
委託先選定理由： 西郡生きがい事業団は、高齢者の就労的生きがいづくりを目的とした活動支援組織であり、また、地元事情にも精通していることから、本業務を委託することが適切であると判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.10 他 11 回	600,000 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.8.31		H18.4.1		H18.5.11 他 3 回	200,000 円

事業名称	都市計画道路東大阪中央線除草及び塵芥処理業務						表番号	34
所管課	土木建設課		委託先		西郡生きがい事業団			
根拠法令	都市計画道路東大阪中央線に関する府との覚書							
業務委託内容								
大阪府から委託を受けている、都市計画道路東大阪中央線の事業用地内においての道路として供用されていない部分（中央のフェンス内部分）の管理業務。 防草シートの隙間、窪地よりの雑草の除去と管理地内（フェンス内）への投棄されたゴミの撤去作業。								
委託先選定理由： 業務内容からして、高齢者の就労促進を図るため、当該団体を選定した。								
契約方法	随意契約	適用条項	第 3 号適用		補助の有無	府委託事業	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日		支出金額
17 年度	H17.7.13	H17.7.13 ~ H18.3.31		H17.7.13 他 1 回		H18.2.20 他 1 回		562,800 円
18 年度 (8 月末現在)	H18.6.13	H18.6.13 ~ H18.10.31		H18.6.13				円

事業名称	桂青少年会館分館跡地清掃業務					表番号	41
所管課	桂青少年会館		委託先	西郡生きがい事業団			
根拠法令	八尾市空き地の適正管理に関する条例						
業務委託内容							
桂青少年会館分館跡地（2,573 ㎡）の清掃業務							
・ 桂青少年会館分館跡地の環境美化に努めるため週 2 回の草刈り及び清掃を実施。							
・ 1 回の業務につき、4 名で 2 時間の清掃作業を行う。							
委託先選定理由： 西郡生きがい事業団は、大阪府の「高齢者就労の生きがいづくり活動支援方策検討事業に係る実験的取り組み団体」として承認されており、業務内容からして適当であると判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 1 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日		支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1	H17.5.10 他 11 回		311,040 円
18 年度 (8 月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1	H18.5.15 他 3 回		103,680 円

事業名称	桂青少年会館分館跡地の除草業務				表番号	42	
所管課	桂青少年会館	委託先	西郡生きがい事業団				
根拠法令	八尾市空き地の適正管理に関する条例						
業務委託内容							
桂青少年会館分館跡地（2,573 m ² ）の除草業務							
・ 週 2 回の清掃業務と並行して月 1 回の業務を行う。							
・ 除草業務により生じた枯れ草を運搬し、処分する。							
委託先選定理由： 分館跡地の清掃業務を西郡生きがい事業団に平成 12 年度より委託しており、業務遂行の効率性が高まるとともに、他社との合見積もりにおいて見積価格が最も安価であったため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 1 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	――	――		――		――	―― 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.15 他 3 回	56,800 円

(3) 施設管理（施錠等安全業務）

事業名称	八尾市立桂人権ふれあいセンター施解錠等業務					表番号	6
所管課	桂人権ふれあいセンター		委託先	西郡生きがい事業団			
根拠法令	――						
業務委託内容							
当センターの機械警備に伴う施設の施解錠業務							
出入り口等センター全般の施錠と点検 冷暖房機器の停止、消灯、忘れ物等の確認							
機械警備用機器のセットの確認及び施設巡回 出入り口等の解錠及び機械警備用機器のセット解除並びに施設巡回 非常事態発生時の市責任者への連絡その他							
委託先選定理由： 高齢者の生きがいの創造と活用及び地域就労支援並びに地理的利便性等を考慮の結果、当該団体が適正と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 1 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.5.2 他 11 回		H17.5.2 他 11 回	413,910 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.5.1 他 3 回		H18.5.1 他 3 回	131,220 円

事業名称	八尾市立安中人権ふれあいセンター施錠等業務				表番号	9			
所管課	安中人権ふれあいセンター		委託先	安中地区生きがいワーカーズ					
根拠法令	―――								
業務委託内容									
当センターの機械警備に伴う施設の施錠業務 施設内を巡回、火気、計暖房機器の停止、消灯、忘れ物等の確認 非常事態発生の場合、センター長又はあらかじめ定められた者への連絡 出入り口、窓等センター全般の施錠と点検 業務日誌の記録 機械警備用機器のセット及び玄関扉の施錠 玄関扉の解錠及び機械警備用機器のセット解除、出入り口等の解錠									
委託先選定理由： 高齢者の生きがいの創造と活用及び地域就労支援並びに地理的利便性等を考慮の結果、当該団体が適正と判断した。									
契約方法	随意契約		適用条項	第 2 号適用		補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日		支出金額	
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1 他 11 回		H17.5.2 他 11 回		391,770 円	
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31		H18.4.1 他 3 回		H18.5.8 他 3 回		132,840 円	

事業名称	安中地区保育所施（解）錠及び連絡業務					表番号	19
所管課	保育施設課		委託先	安中地区生きがいワーカーズ			
根拠法令	―――						
業務委託内容　下記の業務を行う。(但し、平成17年度は2カ所、平成18年度は1カ所) （1）施錠業務（日祝除）:(時間)18：20～19：20　（内容）園舎全般の施錠・点検、施設内巡視、機械警備機器セット、業務日誌記録 （2）解錠業務（日祝除）:(時間)6：45～7：45　（内容）施設内門扉等の解錠、施設内巡視、機械警備機器セット解除、プールの水入れ（夏）業務日誌記録 （3）連絡業務（土日祝除）:(時間)9：30～10：30　（内容）文書・物品について保育所と市役所間の配送							
委託先選定理由：　保育所が所在する地域内における人材を活用し、働く意欲を持つ高齢者の雇用の促進を図るため、当該団体に委託した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第3号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1　～　H18.3.31		H17.4.1　他11回		H17.5.9　他11回	1,187,760 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1　～　H19.3.31		H18.4.1　他3回		H18.5.25　他3回	233,520 円

事業名称	市立保育所安全対策推進員業務					表番号	20
所管課	保育施設課		委託先	安中地区生きがいワーカーズ			
根拠法令	―――						
業務委託内容　市立保育所の児童等の安全で安心な保育の向上のため、安全対策推進員を配置し、下記の業務等を行う。　（配置時間）7:30～9:30、16:00～19:00 ・門の外側に位置し、児童・保護者等の来園者を確認し、門を開け誘導する。 ・児童、保護者以外の方の来園者については、来園目的を確認し、事務所に連絡指示を受ける。 ・必要に応じて来園受付簿に記入してもらい、入園証を渡し、門を開け誘導する。							
委託先選定理由：　保育所が所在する地域内における人材を活用し、働く意欲を持つ高齢者の雇用の促進を図るため、当該団体に委託した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第3号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.8.15	H17.8.15　～　H18.3.31		H17.8.15　他7回		H17.9.12　他7回	1,462,860 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1　～　H19.3.31		H18.4.1　他3回		H18.5.16　他3回	400,950 円

事業名称	市立保育所安全対策推進員業務					表番号	21
所管課	保育施設課		委託先	西郡生きがい事業団			
根拠法令	―――						
業務委託内容　市立保育所の児童等の安全で安心な保育の向上のため、安全対策推進員を配置し、下記の業務等を行う。　（配置時間）7:30～9:30、16:00～19:00							
・門の外側に位置し、児童・保護者等の来園者を確認し、門を開け誘導する。							
・児童、保護者以外の方の来園者については、来園目的を確認し、事務所に連絡指示を受ける。							
・必要に応じて来園受付簿に記入してもらい、入園証を渡し、門を開け誘導する。							
委託先選定理由：　保育所が所在する地域内における人材を活用し、働く意欲を持つ高齢者の雇用の促進を図るため、当該団体に委託した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第3号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.8.10	H17.8.10　～　H18.3.31		H17.8.10　他7回		H17.9.5　他7回	1,505,925 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1　～　H19.3.31		H18.4.1　他4回		H18.5.8　他3回	797,040 円

事業名称	八尾市立桂小学校及び北山本小学校受付員配置業務					表番号	36
所管課	施設管理課		委託先	西郡生きがい事業団（平成 18 年度から）			
根拠法令	大阪府学校安全緊急対策事業費補助金交付要綱						
業務委託内容							
桂小学校及び北山本小学校に安全対策推進員を正門付近に配置する。（配置時間） 平日 8:30～17:00 土曜日及び長期休業中 9:00～17:00 校門付近における常時監視。 来校者の受付及び用件の確認。（必要に応じて受付簿への記載及び入校証の着用を求める） 不審者の侵入など緊急時の職員室及び教職員への通信機器による通報などの対応を行う。							
委託先選定理由： 前年度の委託先は、「八尾市シルバー人材センター」であったが、地域住民との協働を基本とし、今後とも、学校の安全確保において地域の協力を求めていく必要があるとの方針のもと、調整を行った結果、2校について受け皿として当該委託先が適当であると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 6 号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度		（シルバー人材センターと委託）					
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1 他 3 回		H18.5.10 他 3 回	1,025,460 円

事業名称	八尾市立高美南小学校受付員配置業務					表番号	37
所管課	施設管理課		委託先	安中地区生きがいワーカーズ（平成18年度から）			
根拠法令	大阪府学校安全緊急対策事業費補助金交付要綱						
業務委託内容							
高美南小学校に安全対策推進員を正門付近に配置する。（配置時間） 平日 8:30～17:00 土曜日及び長期休業中 9:00～17:00 校門付近における常時監視。 来校者の受付及び用件の確認。（必要に応じて受付簿への記載及び入校証の着用を求める） 不審者の侵入など緊急時の職員室及び教職員への通信機器による通報などの対応を行う。							
委託先選定理由： 前年度の委託先は、「八尾市シルバー人材センター」であったが、地域住民との協働を基本とし、今後とも、学校の安全確保において地域の協力を求めていく必要があるとの方針のもと、調整を行った結果、受け皿として当該委託先が適当であると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第6号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度		（シルバー人材センターと委託）					
18年度 （8月末現在）	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1 他3回		H18.5.16 他3回	589,680 円

事業名称	施解錠業務					表番号	43
所管課	安中青少年会館		委託先	安中地区生きがいワーカーズ			
根拠法令	―――						
業務委託内容							
・施設内を巡回し、火気、冷暖房機器の停止、消灯、忘れ物等を確認する。 ・非常事態発生の場合、青少年会館長又はあらかじめ定められた者に連絡する。 ・青少年会館の出入り口、窓等会館全館の施錠と点検。 ・業務日誌の記録。 ・機械警備用機器のセット及び玄関扉の施錠。 ・玄関扉等の解錠及び機械警備用機器のセット解除。							
委託先選定理由： 高齢者の生きがい及び地域就労支援並びに地理的利便性を考慮の結果、当該団体が適当と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.5.11 他 11 回		H17.5.11 他 11 回	476,280 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.5.12 他 3 回		H18.5.12 他 3 回	152,280 円

(4) その他の業務

事業名称	同和更生資金貸付金償還指導業務					表番号	10
所管課	福祉政策課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	八尾市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例(附則)						
業務委託内容							
受託者は、借受人から生活状況や貸付金返済について相談を受けた場合において、返済時期及び返済額等について市への連絡調整を行う。また、滞納者に対し市は年2回文書督促を行っているが、滞納の整理について相談を受けた時は誠意ある返済計画を行うよう指導し、借受人の死亡・転居先について把握した場合は市へ報告する。							
委託先選定理由：当該業務を円滑かつ適切に推進するためには、地域事情に精通し相談・指導等に応じることが出来る態勢にある地域協議会が委託先として最適と考えるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1		H18.4.6	15,247 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31					0 円

事業名称	同和更生資金貸付金償還指導業務					表番号	11
所管課	福祉政策課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	八尾市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例(附則)						
業務委託内容							
受託者は、借受人から生活状況や貸付金返済について相談を受けた場合において、返済時期及び返済額等について市への連絡調整を行う。また、滞納者に対し市は年2回文書督促を行っているが、滞納の整理について相談を受けた時は誠意ある返済計画を行うよう指導し、借受人の死亡・転居先について把握した場合は市へ報告する。							
委託先選定理由：当該業務を円滑かつ適切に推進するためには、地域事情に精通し相談・指導等に応じることが出来る態勢にある地域協議会が委託先として最適と考えるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		―――		―――	0円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31					0円

事業名称	八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業					表番号	12
所管課	福祉政策課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	大阪府コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施要綱 八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱						
業務委託内容							
本市の中学校区単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、身近な地域において、既存の資源を活用して、援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親などに対する見守り・発見・相談・サービスへの連携を行う。 ・セーフティネット体制づくり（関係機関のネットワーク化） ・要援護者等に対する個別支援 ・地域福祉計画の計画的推進							
委託先選定理由： モデル的に事業を実施するにあたり、モデルの一つとして「地域住民組織」を想定した。当該団体は、これまでに貴重な実績やノウハウを有し、また周辺地域の住民も参画した組織でもあり、事業の専門性、地域の拠点という観点から事業の遂行能力があると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H18.2.16	H18.2.16 ～ H18.3.31		H18.2.16		H18.2.17	966,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.4.24	2,900,000 円

事業名称	被保護者就労促進事業					表番号	15
所管課	生活福祉課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	生活保護法 勤労意欲助長事業実施要綱						
業務委託内容							
稼働能力がありながら稼働していない被保護者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進させるため、一定の事業所において身体ならし、職場適応のための訓練等を行う。							
委託先選定理由： 当該事業を実施するに当たり、事業の趣旨を理解し、就労に至るまでの準備段階としての訓練先として受け入れが可能であり、また、本地域に当該事業の生活保護対象者が見受けられるということから委託先として決定をした。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	国補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.6.1 他9回		H17.9.13 他9回	879,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31					0 円

事業名称	被保護者就労促進事業					表番号	16
所管課	生活福祉課		委託先	安中地区生きがいワーカーズ			
根拠法令	生活保護法 勤労意欲助長事業実施要綱						
業務委託内容							
稼働能力がありながら稼働していない被保護者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進させるため、一定の事業所において身体ならし、職場適応のための訓練等を行う。							
委託先選定理由： 当該事業を実施するに当たり、事業の趣旨を理解し、就労に至るまでの準備段階としての訓練先として受け入れが可能であり、また、本地域に当該事業の生活保護対象者が見受けられるということから委託先として決定をした。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	国補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ~ H18.3.31		H17.4.1 他8回		H17.5.25 他8回	306,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31					0 円

事業名称	八尾市地域住民見守り生活支援モデル事業					表番号	17
所管課	高齢福祉課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会（街かどデイハウス「楽しもう家」）			
根拠法令	八尾市地域住民見守り生活支援事業実施要綱						
業務委託内容							
ひとり暮らし高齢者等に対し、住み慣れた地域での自立した生活の継続や社会的孤立感の解消等を目的に、地域住民等（街かどデイハウス職員）による利用者宅の定期的な訪問、日常生活上の軽易な家事の援助といった在宅支援サービスの提供を行う。							
委託先選定理由：市全域への導入を展望したモデル事業であり、地域（中学校区）別の高齢化率、独居率及び街かどデイハウス自体の体制、活動状況等を考慮して、事業実施するモデル地区（中学校区）を指定しているため、該当地区にある街かどデイハウス事業実施団体を委託先としている。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.5.18 他11回		H17.5.18 他11回	722,900 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.5.10 他3回		H18.5.10 他3回	360,600 円

事業名称	訪問介護員 1 級課程養成研修講座運営業務					表番号	24
所管課	産業振興課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	雇用対策法 大阪府地域就労支援事業費補助金交付要綱						
業務委託内容							
訪問介護員 1 級講座の運営全般 修了者の訪問介護員 1 級課程資格取得手続き事務							
委託先選定理由： 講座運営者には地域就労支援事業に対する理解と受講生に対サポート力が必要であり、また、大阪府知事指定の介護養成講座・1 級課程の指定事業所の中で、通学制の講座運営を提供でき、かつ施設実習を含む講座の全課程を八尾市内で実施できる事業所は、当地域協議会のみであるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.9.27	H17.9.27 ~ H18.3.23		H17.9.27		H18.5.1	1,575,000 円
18 年度 (8 月末現在)	(未締結)						

事業名称	八尾市営西郡住宅駐車場利用者登録整理等業務					表番号	30
所管課	住宅管理課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	公営住宅法						
業務委託内容							
・ 駐車場実態調査及び区画整理（H17） 駐車場実態調査及び区画割当て（H18） 適正区画の確認 空き区画の確認・確保 新区画及び仮区画整備のための調査（H17） 再登録割当て作業の補助（H18）							
・ 駐車場利用者再登録（H17） 駐車場利用者に対する駐車区画の通知、八尾警察署に対する駐車車両の届出（H18）							
・ 駐車場台帳の作成 ・ 啓発事業 駐車場利用者再登録作業にかかる啓発 駐車場有料化にかかる啓発							
委託先選定理由： 本業務の実施に際しては、正確な駐車場実態の把握及び駐車車両の所有者等の確認作業が不可欠であり、また、駐車場利用者を含め住宅入居者との良好な関係を維持しつつ業務を遂行することが求められるが、本契約の相手方は、地域事情に精通しており、本業務を支障なく遂行することが見込まれるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.5.1	H17.5.1 ～ H18.3.31		H17.5.2		H17.5.2	7,000,000 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H18.8.31		H18.4.1 他 1 回		H18.4.20 他 1 回	1,500,000 円

適用条項については、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に列挙されている随意契約ができる理由としてどの項目を適用しているかを記載している。

2 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局の説明及び担当課職員ヒアリング調査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 人権啓発関係業務 【表番号 1、25、40】

本 3 業務については、人権教育・啓発業務に関し、専門的な知識や技術を効果的に活用するとともに、コスト削減を図るため、業務委託されているもので、人権国際課では、世界人権宣言八尾市実行委員会事務局機能やネットワーク会議の開催、人権啓発冊子の作成、啓発に関する催しや講座等の開催に関する業務を、また、産業振興課では企業向け人権啓発冊子の作成業務を、生涯学習スポーツ課では生涯学習の一環として市民を対象とした人権啓発冊子の作成業務をそれぞれ委託している。

これらの 3 業務については、市が直接事業を推進すべき人権施策を八尾市人権協会に委託しているものであり、当該団体は市が同和問題の解決をはじめ多様な人権施策を推

進していくための協力機関として位置付け、広く人権啓発事業を行う機関とされていることから、委託先の選定には妥当性があると考えられる。また、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか、会議、催し等の実施、成果物の納品等により行われており、違法・不当性は認められない。

<個別事業に対する意見>

委託先である八尾市人権協会は市から運営補助金も受けている団体であるので、補助を受けて行う事業と委託料として行う事業とを適切に区別されるとともに、当該3業務は担当所管課が異なるものの人権啓発冊子の作成業務については共通しており、業務を統合することにより効率的で経費削減にもつながると考えられるので、委託方法について検討されたい。

(2) 相談業務 【表番号 2、3、4、7、22、23、38、39】

総合生活相談事業では、地域における生活上のさまざまな課題やニーズを発見し、住民の自立支援及び地域福祉の向上を目指して、桂・安中両人権ふれあいセンターで市職員による相談事業を行うとともに、その業務の一部をそれぞれ八尾市人権西郡地域協議会（以下「西郡地域協議会」という。）八尾市人権安中地域協議会（以下「安中地域協議会」という。）に業務委託している。また、その相談のうち、専門的な知識・経験が必要とされる人権に関する相談については人権ケースワーク事業として、地域就労支援に関する相談については地域就労支援コーディネーター活動推進事業として、要支援生徒の進路相談については八尾市要支援生徒にかかる進路選択支援事業として、それぞれ両地域協議会に業務委託されている。

これらの相談事業はすべて大阪府の実施要綱等に基づき、府からの補助金を受け、事業実施されており、各々の相談員は大阪府が実施する講座や研修等の受講が必要であるが、各委託先団体にはそれらを受講した相談員を有していること、また、旧同和事業促進地区協議会の時代から長年にわたり蓄積された実績やノウハウ等を有することなどから委託先に選定しており、妥当性があると考えられる。

また、事業の実施、委託事業費については、府及び市の実施要綱や補助金交付要綱等に基づき実施され、補助対象経費、補助基準額、本市の嘱託員の報酬等を基本として算定され、業務完了確認は業務完了届のほか連絡会議や相談内容別件数報告等により行われる等、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

(3) 施設管理（管理等業務）

ア 共同浴場の管理及び運営に関する業務 【表番号 13、14】

共同浴場は、同和地区の環境改善と、福利厚生を図ることを目的に設置された公の施設であり、平成17年度以前は八尾市共同浴場条例に基づき、錦温泉は西郡地域協議会に、新生温泉は安中地域協議会に運営を委託してきたが、平成18年度からは指定管理者制度に基づき運営されることとなった。

平成17年度においては、共同浴場を設置するに至った経過や目的からして地域と密接なつながりのある両地域協議会を委託先として選定したことに合理性が認められる。浴場の経営に要する費用は、多額の修繕費用を要する場合を除き、受託者の徴収する入浴

料金で賄うこととされているものの、運営委託費は八尾市共同浴場条例施行規則第 5 条により無料と規定されており、両地域協議会へは事業委託料は支出されていない。また、業務完了確認は、運営実績報告書の提出及び委託先の帳簿閲覧などが行われており、違法・不当性は認められない。

平成 18 年度は、八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例附則第 2 項適用により、両地域協議会が議会の議決を得て指定管理者の指定を受けている。委託費については業務処理費として、新生温泉では設備の保守点検費用相当額が支払われ、錦温泉にあっては設備の保守点検費用相当額のほか重油燃料への切替による負担増分が支払われている。指定管理者制度による市の費用負担については、同条例において「市が支払うべき管理費用に関する事項」を協定で定めることと規定し、指定管理者との協定書において、市が払うべき管理費用の規定を設け、管理業務を処理するための費用のうち、入浴料等で賄えない、設備の保守点検に係る費用等を市が支払うものとするともに、平成 18 年度の年度協定書において契約委託料相当額を業務処理費として約定している。したがって、当該支払については、同条例の規定及び管理運営に関する協定書等に則ったものであり、会計処理等においても特段の瑕疵はなく、違法・不当性は認められない。

イ 墓地運営管理業務 【表番号 26、27】

西郡、安中両地区にある市営墓地は共同墓地の墓所不足を解消するため造成されたもので、地区の共同墓地の拡張的意味合いが強くあり、管理等について地元団体に委託することに一定の妥当性は認められる。

請求人は、「墓地運営・管理及び清掃業務に 134 万円も支給している墓地は皆無」と主張されているが、委託先は異にするものの、市立久宝寺墓地及び市立龍華墓地においてもそれぞれ管理及び清掃業務を業務委託し、公金が支出されており、それらとの比較においても委託金額は妥当と考えられる。なお、八尾市墓地条例に基づき墓所使用者から徴収された使用料及び管理料は市に収入されている。

また、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか定期的に現地確認が行われており、会計処理等において特段の瑕疵はなく、違法・不当性は認められない。

ウ 地区集会所管理清掃業務 【表番号 29、32】

西郡、安中両地区の市営住宅の共同施設である集会所（西郡 4 カ所、安中 3 カ所）について、使用申込の受付及び調整事務を行う管理業務と日常清掃及び定期清掃業務を、西郡、安中地域協議会に業務委託されているものであり、住宅入居者が集会所を利用する際に調整が必要なことや地元事情に精通していることを理由に、委託先を選定していることに一定の妥当性は認められる。

契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか随時現場確認が行われており、違法・不当性は認められない。

請求人は、「各地域に集会所があるが、公費で管理清掃を行っている地域は皆無」と主張されており、市営萱振住宅や各地域の集会所では地元自治会等において自主管理となっている。

市営住宅の集会所は公営住宅法に定められている共同施設であり、「入居者の共同の福祉のために必要な施設」と位置付けられ、また、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。」とされているが、集会所の管理方法については特段の定めはない。両地区では集会所建設時に管理団体となる地元自治組織がなかったことから、現在の地域協議会に業務を委託し現在まで引き継がれているものであるが、このことをもって直ちに違法・不当とまでは言えず、また、業務の履行等契約の対価関係も認められることから、市に損害が発生しているとは断定できない。

<個別事業に対する意見>

両地区の市営住宅の共同施設として集会所を設置し、管理要綱を定め、西郡、安中地域協議会に業務委託しているが、とりわけ管理に係る業務委託については無制限に許されるものではなく、使用許可等の公権力の行使にあたる事務や監督権等の行政責任を果たす上で必要なものは市に留保しておく必要があると考えられる。当該管理要綱や委託契約書ではこの点について明確さを欠いているため、規定の整備を図られたい。

また、平成 16 年 7 月に策定された「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」において、集会所の機能更新等について「入居者をはじめ、地域住民の自主的な活動の場として、集会所を有効活用していくためには、施設の機能更新を図り、また、利用頻度の低い集会所については、統合化を含めた検討に努める。また、その際には、自主的な管理運営体制についての検討に努める」とされており、速やかに検討のうえ、実施されたい。なお、自主的な管理運営がなされるまでの間、地域協議会が徴収する集会所の使用料を含め、当該管理清掃業務委託料のあり方を検討のうえ見直されたい。

エ 市営安中住宅入居者用駐車場管理業務 【表番号 33】

本業務は、連絡調整業務や迷惑駐車の手検及び啓発業務、また、駐車場使用料の納付促進を行うことを主たる目的として、当該市営住宅入居者等による組織である八尾市安中車庫利用者組合管理会に業務委託しており、入居者や地域との協働等を理由とした委託先の選定については一定の合理性が認められる。

管理要綱に基づいて徴収された駐車場料金は市の使用料として収入しており、また、委託料は当該使用料が納付された区画数に応じて支出されている。業務完了確認は業務完了届のほか随時現場確認が行われ、週 2 回の清掃の必要性については検討の余地があるものの、契約内容に応じた業務を実施していること、会計処理等において特段の瑕疵がないことなどから、違法・不当とまでは言えない。

<個別事業に対する意見>

駐車場の使用料を「八尾市営安中住宅車庫利用者管理要綱」で定めているが、自治法第 228 条第 1 項では「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」とされているので、規定の整備を図られたい。

また、委託料にあっては、市営萱振住宅との比較において業務内容の違いはあるものの、積算単価に差異があるので、業務内容を含め均衡が図られるよう検討のうえ見直さ

りたい。

オ 桂公園野球場整備清掃及び保安管理業務 【表番号 35】

本業務は野球場の適正な管理と良好な施設の提供を行う目的で業務が行われており、八尾市都市公園条例に基づき使用料が収入されている。委託先については、地域事情に精通し、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいつくりと就労を結びつけた事業活動を実施している地域の団体である西郡生きがい事業団を選定したことに一定の妥当性は認められる。

また、委託金額については他の施設の清掃業務等との比較においても妥当性を欠くものではなく、業務完了確認は業務完了届のほか現地確認が行われ、契約内容に応じた業務が実施されており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

(3) 施設管理（清掃・除草業務）

ア 桂・安中人権ふれあいセンター、市立安中東保育所清掃業務 【表番号 5、8、18】

施設の快適な環境衛生状態、美観を維持するための業務で、高齢者の生きがいの創造と活用を図るとともに、就労支援及び地理的利便性を考慮した委託先の選定に一定の妥当性は認められる。

委託金額についても同規模施設のコミュニティセンターや他の市立保育所における委託業務との比較において妥当と考えられる。業務完了確認は業務完了届のほか日々確認が行われ、会計処理等においても特段の瑕疵は認められない。なお、安中人権ふれあいセンター清掃業務は、業務仕様書において休館日を除く毎日業務となっているが、委託先の清掃員が病気のため、平成 17 年 4 月から平成 18 年 5 月までの間で実施されていない日があり、委託先に業務仕様どおり履行されるよう適切な指導をすべきであったと考えられるが、支払いについては業務実績に基づき行われており、そのことのみをもって違法・不当とは言えず、市に損害が発生しているとも言えない。また、安中東保育所は平成 18 年度より民間の福祉法人に経営移譲されたため当該清掃業務委託は廃止されている。

イ 市有地管理委託業務、桂青少年会館分館跡地清掃業務、同除草業務

【表番号 28、41、42】

現在空き地となっている市有地等を適正に管理するため、除草・清掃業務を委託するもので、高齢者の生きがいの創造と活用を図るとともに、就労支援及び地理的利便性を考慮した委託先の選定に一定の妥当性は認められる。

契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか業務写真や随時現場確認により行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

ウ 西郡住宅墓地南側駐車場清掃業務 【表番号 31】

当該駐車場及び駐車場周辺の環境美化等を行う目的で、業務委託しているもので、高齢者の生きがいの創造と活用を図るとともに、就労支援及び地理的利便性を考慮した委

託先の選定に一定の妥当性は認められる。

また、管理要綱に基づいて徴収された駐車場料金は市の使用料として収入している。契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか随時現場確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

<個別事業に対する意見>

駐車場の使用料を「八尾市営西郡住宅墓地南側駐車場管理要綱」で定めているが、自治法第228条第1項では「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」とされているので、新たに整備し有料化した駐車場も含め、規定の整備を図られたい。

エ 都市計画道路東大阪中央線除草及び塵芥処理業務 【表番号 34】

本業務は、大阪府の全額委託事業であり、大阪府の積算基準に基づく契約金額であることや高齢者就労の促進に寄与するとして委託先に地域の西郡生きがい事業団を選定したことに一定の妥当性は認められる。契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか随時現場確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

(3) 施設管理（施解錠等安全業務）

ア 桂・安中人権ふれあいセンター、安中青少年会館施解錠等業務

【表番号 6、9、43】

3業務とも機械化警備への移行に伴い施設の保安管理を円滑に行うことを目的として業務委託されているもので、高齢者の生きがいの創造と活用を図るとともに、地理的利便性を考慮した委託先の選定に一定の妥当性は認められる。

また、委託金額については市立小・中学校などの同業務との比較においても、妥当性を欠くものではなく、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか日々確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

イ 安中地区保育所施（解）錠及び連絡業務 【表番号 19】

本業務は、安中・安中東保育所の機械化警備への移行に伴う保育所の保安管理及び保育所と市役所間の文書・物品の配送を行うことを目的として業務委託されているもので、保育所が所在する地域内における人材を活用し、働く意欲を持つ高齢者の雇用の促進を図るという理由で、委託先に安中地区生きがいワーカーズを選定したことに一定の妥当性は認められる。

請求人は、「保育所の施（解）錠業務は、同和保育所以外はすべて保育所職員が行っている」と主張しているが、他の市立保育所においても職員は行っており、安中地区保育所と同様の業務がシルバー人材センターに業務委託され、委託金額もすべての保育所において同金額で契約されており、妥当性を欠くものではない。

また、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか日々確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められな

い。なお、安中東保育所は平成 18 年度より民間の福祉法人に経営移譲されたため当該保育所に係る施（解）錠及び連絡業務委託は廃止されている。

ウ 市立保育所安全対策推進員業務 【表番号 20、21】

本業務は、大阪府内小学校でおきた殺傷事件を契機として、市立保育所の児童等の安全で安心な保育のため、安全対策推進員を登降所時に配置し、円滑な保育所運営を目的として業務委託するもので、高齢者の生きがいづくりや雇用促進を図るとともに、児童の安全確保を図る上で、保護者や児童に面識があるなど、保育所近隣地域の人材を登用できるとして、委託先に西郡生きがい事業団、安中地区生きがいワーカーズを選定したことに一定の妥当性は認められる。

また、委託金額は他の地域の市立保育所においても同額で何ら差はなく、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか日々確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

エ 八尾市立小学校受付員配置業務 【表番号 36、37】

本業務は、大阪府内小学校でおきた殺傷事件を契機として、小学生の安全確保のため、安全対策推進員を配置し、来校者の受付・チェックと不審者の侵入などの緊急時に迅速な連絡・通報などの対応を行うもので、地域住民との協働を基本とし、学校の安全確保において地域の協力を求めていく必要があることから委託先に地域の西郡生きがい事業団、安中地区生きがいワーカーズを選定したことに一定の妥当性は認められる。

その運営は府の補助金を受けて事業実施され、委託金額は他の地域の市立小学校においても同額で何ら差はなく、また、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか日々確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

(4) その他の業務

ア 同和更生資金貸付金償還指導業務 【表番号 10、11】

同和更生資金貸付金は、平成 6 年度以降貸付停止を行い、また、地対財特法の失効を迎える平成 13 年度末をもって制度の廃止を行ったが、廃止前に貸付けた貸付金については、引き続き償還業務を行う必要があったため、借受人の返済についての相談業務等について、地域事業に精通している西郡・安中地域協議会に業務委託したものである。しかしながら、業務内容に貸付金の回収業務が含まれておらず、主として返済に際しての相談業務等であり、業務実績とその効果との因果関係が把握し難い。また、委託料については償還金の利子相当額としているが、その根拠は明確でなく、仮に相談等の業務がなくとも償還があれば委託料を支払うという不合理を生じる結果となっている。このように業務委託内容に問題があるものの、契約内容どおり業務は履行されているとのことであり、市に損害が発生しているとまでは断定できない。

< 個別事業に対する意見 >

業務委託の内容は、主に貸付金返済についての相談業務と住所変更等の報告業務となっているが、そのような業務内容で、どの程度貸付金の返済に寄与するのか、その効果

との因果関係が把握し難い。また、委託料についても、償還金の利子相当分とされているが、その根拠も明確でないことから、本事業のあり方と業務委託の必要性について、廃止も含め十分検討されたい。

**イ 八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業、被保護者就労促進事業、
八尾市地域住民見守り生活支援モデル事業、訪問介護員 1 級過程養成講座運營業務
【表番号 12、15、16、17、24】**

これらの事業はいずれも国又は府の補助事業であり、補助要綱どおりに事業実施されており、また、専門的知識や資格を有する団体を委託先に選定したことは事業の性質上合理性が認められる。契約内容に応じた業務が実施され、会計処理等においても特段の瑕疵もなく、違法・不当性は認められない。

ウ 八尾市営西郡住宅駐車場利用者登録整理等業務 【表番号 30】

駐車場の有料化を実施するにあたり、正確な駐車場実態の把握や駐車車両の所有者等の確認作業が不可欠であったため、当該業務や駐車場台帳作成、利用者再登録業務等を委託するもので、駐車場利用者を含め同住宅の入居者との良好な関係を維持しつつ業務を進める必要があることから、地域事情に精通している西郡地域協議会を委託先に選定したことに合理性が認められる。当該業務は平成 18 年 8 月 31 日で完了し、その成果品をもとに有料化が平成 18 年 10 月から実施されていることや、契約内容、会計処理等が市の財務規則に基づいて処理されており、違法・不当性は認められない。

以上のとおり、43 件の委託業務について、財務会計上の違法又は不当といった行為・事象は認められず、市に損害も発生していないものと判断した。また、各々の事業における事業目的、必要性、公益性等については以下のいずれかの事由に該当し、いずれも特段の不合理性は認められず、かつ、これら 43 件の委託業務に係る予算措置については、すべて議会の議決を受けた予算に計上されていることから妥当性を欠くものではないと判断できる。

事業の運営又は経費支出が、国・府の補助制度に基づいて行われるもので、他市と共同して広域的な事業実施をすることにより、行政目的が達成されるもの。

市所有の土地・建物で、財産の適正な管理等所有者としての管理責任が求められるもの。

のうち、市の条例等に基づいて使用料収入を徴収している施設等で、より強い管理責任が求められるもの。

市が直接事業を行うべき施策を、効率性や費用対効果の観点等から業務委託しているもの。

3 結 論

以上のことから、本件請求のうち監査対象とした 43 件の委託業務について、請求人の主張には理由がなく、当該措置の必要を認めない。

《 監査結果に付する総括意見 》

1 市の主体性について

本市における同和問題の取り組みについては、従前から市民代表を含む審議会、協議会からの意見具申をもとに、解決に向けての施策展開が図られてきた。また、地対財特法期限後の同和行政のあり方についても、平成 13 年 12 月に八尾市同和対策協議会から意見具申を受け、これに基づき残された課題の解決に向けた取り組みが行われている。

また、今般の一連の市発注工事に係る下請業者恐喝事件を契機として、本市における同和関係団体等との委託事業等に関して、第三者の意見を適切に反映することにより、今後の取り組みを厳正かつ公正に行うため、学識経験者等で構成する検討委員の会が設置され、現在検討が進められている。

もとより、基本的人権にかかわる非常に重要な課題であるため、このような審議会や第三者機関において、公正、中立の立場から基本的な市の施策のあり方、方向性について議論願ひ、市の施策選択に資することは必要なことである。

今後は、最終的な事業の見直し等を市が主体性をもって行ひ、検討委員の会の意見をもとに基本的な方針を速やかに決定し、内外に示すとともに、市長の強いリーダーシップのもとに、社会や時代の変化等によりその使命を終えた事業等については見直しを実行し、透明性や公平・公正性の確保に努め、時代に即した実効性のある施策展開を図り、市民の信頼を一日も早く回復されることを望むものである。

2 契約事務について

本件監査対象とした 43 件の委託業務について、随意契約の方法によって契約がされている。ところで、自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項、自治法施行令第 167 条、第 167 条の 2 第 1 項によれば、地方公共団体が契約を締結するときは、原則として一般競争入札によることとし、これによることが不適當、不利な場合等に随意契約によることとし、随意契約により得る場合を例外的なものとしている。随意契約は、手続が簡略で経費の負担が少なく、契約の目的、内容に相應する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できる長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所があることから、例外的な方法として一定の場合(自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)に限定して随意契約によることを許容したものである。このような法令の趣旨からして、安易に例外規定を適用するのではなく、まず競争入札等が実現できないかを探り、あるいは随意契約の適用に疑義のある場合は競争入札とするなどの厳格な運用が求められる。

これらのことから、本件について相談業務や啓発業務は専門的知識や経験等を必要とし、随意契約としていることに一定の妥当性は認められるものの、施設管理等に係る業務については契約方法を検討され、また、随意契約による場合であっても、契約の相手方の選定については合理的な根拠と説明責任が求められることから、契約情報の公表など、随意契約の締結に関する公平性、透明性の確保に努められたい。

なお、本件に係る委託契約のうち、市立安中東保育所清掃業務他 4 件について、随意契約根拠条項として自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号としているが、この規定は高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条に規定するシルバー人材センター等につ

いて適用できるものであり、生きがい事業団等について適用するのは不適當であるので、見直されたい。

3 業務執行の検証強化について

今回監査対象となった施設管理に係る業務の中には、同種施設でありながら業務委託によらずに施設職員自らが行っているものや、業務委託にあっても施設の管理・清掃業務等において、委託料の積算基礎となる業務日数や回数等の委託内容や方法等について異なるものが散見されるなど、業務執行の不統一さが見受けられた。各所管におけるそれぞれの施設にあっては、その設置経過や経緯、規模等が異なるものの、委託契約の締結時においては、漫然と過去からの慣習や計上予算額等にとらわれることなく、職員一人ひとりが公平・公正性の視点とともに、費用対効果の観点からも常に最少の経費で最大の効果を挙げるということを念頭に置きながら見直しを行うとともに、契約から業務完了に至るまでの事務において、それぞれが説明責任を果たすという認識を持って検証するなど、適正な行財政運営の推進に努められることを強く望むものである。

請求項目 3 「同和関係団体への委託業務 48 業務を廃止すること。」のうち、「コミュニティソーシャルワーカー配置事業(「(社会福祉法人)虹のかけはし」への委託事業)」を廃止すること。

(第 2 監査の実施)

4 本件請求の監査対象事項

平成 18 年度「(社会福祉法人)虹のかけはし」への八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置に関する事業委託を監査対象とした。

5 監査対象部局

保健福祉部 福祉政策課

6 監査対象部局の陳述

平成 18 年 11 月 17 日、関係職員(保健福祉部長、同部福祉政策課長、同部福祉政策課長補佐)から陳述の聴取を行った。

なお、当該席上においては、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人のうち 4 名が立ち会われ、最後に感想を述べられた。

関係職員の陳述の要旨は次のとおりである。

事業創設の経緯と目的について

大阪府では、平成 16 年 2 月に「大阪府健康福祉アクションプログラム～健康福祉施策の再構築～(案)」を策定するとともにこのプランに基づき、援護を要する人に対する身近な地域における健康福祉のセーフティネットとして、平成 16 年 7 月に「大阪府コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施要綱」(以下「大阪府実施要綱」という。)を施行した。

八尾市においては、大阪府が策定した大阪府実施要綱に基づき、平成 18 年 1 月に八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱(以下「八尾市実施要綱」という。)及び同施行細則を施行した。

次に、事業の目的については、コミュニティソーシャルワーカー(以下「CSW」という。)を配置することにより、地域において援護を必要とする高齢者、障害者、児童及び子育て中の親などの要援護者等への支援を、地域福祉活動のネットワーク化の推進等を図ることにより行うとともに、要援護者等の自立生活の支援のための基盤づくりを行い、もって地域福祉の向上を図ることを目的としている(八尾市実施要綱第 1 条)。

事業内容について

八尾市 CSW 配置事業は、本市の中学校区単位にある施設等に CSW を配置し、地域において援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親及びその家族、親族等の要援護者への支援を、地域福祉活動のネットワーク化の推進を図ることにより行うとともに、要援護者等の自立生活の支援のための基盤づくりを行い、もって地域福祉の向上を図ることを目的とする。

CSW の役割については、実施場所である「いきいきネット相談支援センター」を拠点として要援護者等の見守り・発見・相談等を既存の福祉関係機関や教育機関等と

連携して行うとともに、地域福祉の計画的な推進及びセーフティネットの体制づくりを図るものである。

当該団体を選定した理由と契約方法について

CSW の配置については、概ね中学校区とされており、今後、事業を更に展開していくためには、既存の施設や関係機関等との連携のあり方など、様々な観点から事業の効果を検証する必要があることから、当初、モデル的に障害者福祉関係、地域住民組織関係、高齢者福祉関係（在宅介護支援センター2カ所）等の4カ所において想定をしていた。

障害者福祉関係における CSW の事業委託の条件は、

- ・ 障害者福祉に関する相談解決の実績とノウハウを有していること
- ・ CSW は福祉に関する社会福祉士等の資格を有していること
- ・ 地域の実情に詳しく、福祉や教育等の関係機関（高美中学校区の場合は、安中人権ふれあいセンターや障害者総合福祉センターあるいは保育所等の公共施設や民間の医療機関等）や地域の福祉活動団体との連携がとれること

等を実施条件としたところ、条件が整った高美中学校区の「社会福祉法人虹のかけはし」を事業の遂行能力があると判断し、選定した。

契約方法は、このように事業委託の条件に専門性、特殊性があることから、自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約としている。

事業費用の積算内訳と財源内訳及び府補助制度について

事業に要する費用の積算内容としては、人件費として年間480万円、活動費として年間100万円を委託料としている。人件費としては、CSW の配置に必要な、職員給料・職員手当等・共済費等が対象となり、活動費としては、CSW の活動に必要な、需用費・消耗品費・印刷製本費・備品購入費・旅費・使用料及び賃借料等が対象となる。

財源内訳については、CSW の配置事業の委託料の財源として、大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助金交付要綱(以下「大阪府補助要綱」という。)における、補助金交付基準に基づいて交付される補助金が財源となっており、18年度は人件費480万円、活動費100万円の補助金の交付を受けることになっている。

次に、大阪府補助要綱については、同要綱第2条第1項第1号において、CSW 配置促進事業の人件費補助として年間480万円の1/2、活動費として年間100万円の1/2（合計290万円）を補助額の上限と規定されている。また、同要綱第2条第3項において、地域福祉施策特別支援事業として CSW 配置促進事業において、人件費補助として年間480万円の1/2、活動費として年間100万円の1/2、合計290万円、先の第2条第1項の補助額と併せて総額580万円を上限として交付される補助制度となっている。

事業の実施場所と施設名について

CSW 配置事業は、事業委託先の法人等との間で、「八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託契約」を締結し、この契約に基づいて実施している。事業実施場所及び施設名については、契約書第2条に明記している。

契約書の記載内容は、事業実施場所となる指定施設として「社会福祉法人虹のかけはし 八尾市南本町7丁目6番23号」となっている。

なお、事業の実施場所については、平成18年11月9日付けで、南本町8丁目2

番 19 号に変更がなされている。

事業の実施場所に関する大阪府補助要綱等の基準適合について

事業の実施場所については、平成 17 年度及び平成 18 年度の契約締結時は、八尾市南本町 7 丁目 6 番 23 号であったが、平成 18 年 11 月 9 日付けで、南本町 8 丁目 2 番 19 号に変更をした。いずれも、相談や事務処理機能を有していることから、大阪府の補助要綱等の交付基準に適合している。

実施に当たっての所在地や施設名の届出について

所在地等については、契約書第 2 条において、事業実施場所となる指定施設について明記している。

契約書の記載内容は、事業実施場所となる指定施設として「社会福祉法人虹のかけはし 八尾市南本町 7 丁目 6 番 23 号」となっている。

なお、所在地の変更がなされる場合は、本市と事前に協議をし、当初の配置目的に影響がないと判断できる場合は、法人に対して、別途、書面により変更内容の届け出をさせているが、届出についての規定は契約書や要綱に定めはない。

実施場所、利用者数等の確認について

実施場所の確認については、「八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託契約書」に実施場所として記載されている所在地の確認を行っている。

次に、相談件数や利用者数等の実施状況の確認については、大阪府実施要綱中（事業実施報告等）の規定、及び八尾市実施要綱施行細則（第 4 条）の規定に基づき、年度末には実績報告書の提出を求めている。また、「定期的な事業実施状況の調査」は、年度途中において、相談件数等の実施状況の確認を行っている。

調査は、委託先の責任者と CSW を交え、担当職員が活動の実施状況、課題や問題点について面談によるヒアリング調査を実施している。

なお、CSW の活動に関する事務連絡等は、面談・電話などにより随時行っている。

決算審査特別委員会における事務所所在地の質疑について

過日の決算審査特別委員会では、委員から「虹のかけはし」の CSW の活動所在地について、「広報用のチラシにある電話番号をインターネットで調べたら住所が 8 丁目 2 番 19 号となっていた。また、確認に行ったら CSW の看板もかかっていた。事業実施場所は 7 丁目 6 番 23 号ではないのか。どうなっているのか。」という主旨の指摘があった。

この件に関し、11 月 8 日に確認したところ、委託法人が 7 月上旬、新たに事務所を 8 丁目 2 番 19 号に開設するとともに、電話番号も同時期に移設したところである。

新たに開設した 8 丁目の事務所にも「いきいきネット支援センター」の表示を行い、相談機能も有しているが、引き続き、7 丁目の事務所でも業務を行っていた。

事業実施場所の変更については、委託法人は定款にある住所の変更手続きが終了するまで、事業実施場所の変更ができないものと思っており、定款手続きが終了し次第、届出を行う予定で、それまで、チラシの住所については、そのままにしていたものであり、このため、チラシの電話番号と事業実施場所が違っていたものである。

この件については、主たる事業実施場所が 8 丁目の方であることから事業実施場所の変更届が必要で、早急に提出するよう指導したところ、平成 18 年 11 月 9 日付けで事業実施場所の変更届けが提出された。

請求人の主張に対する意見について

そのようなご意見があるのは承知しているが、CSW 配置事業は、いわゆる地対財特法の期限が終了後に、大阪府が平成 16 年度に始めた新規事業であり、対象も中学校区単位で配置するものであり、同和地区だけを対象にした事業ではないと考えている。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 事業の根拠等

本件事業は八尾市実施要綱及び同施行細則(平成 18 年 1 月施行)に基づく事業であり、事業目的は、CSW 配置により、地域において援護を必要とする高齢者、障害者等要援護者への支援を地域福祉活動のネットワーク化の推進等により行うとともに、自立生活支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の向上を図ることとしている(同要綱第 1 条)。また、事業内容については、事業目的を遂行するために中学校区単位に設置された施設等に CSW を配置するものとされている。

(2) 委託理由、当該団体の選定理由等

CSW は専門的知識や社会福祉士等の資格を必要とされるとともに地域事情に精通していること、また、福祉的課題への効果的・効率的に対応するために委託方式を採用し、モデル的に障害者福祉関係、地域住民組織関係、高齢者福祉関係等の 4 カ所を想定されていた。

本件については、障害者福祉関係における CSW 配置事業として実施するため、委託先条件としては、障害者福祉に関する相談解決の実績とノウハウを有していることや、地域実情に詳しく、また、安中人権ふれあいセンターや障害者総合福祉センターあるいは保育所等の公共施設や民間の医療機関等との連携がとれること等を実施条件とし、「(社会福祉法人)虹のかけはし」を事業の遂行能力があると判断し、契約方法としては事業委託の条件に専門性、特殊性があることから、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約とされている。

(3) 事業費用及び補助制度

本件の事業費用は、人件費として年間 480 万円、活動費として年間 100 万円を委託料とされ、大阪府補助要綱に基づき、平成 18 年度は人件費 480 万円、活動費 100 万円の補助金の交付を受けるとされている。

(4) 事業実施場所に関する大阪府補助要綱の基準

本件における事業の実施場所については、平成 17 年度及び平成 18 年度の契約締結時の住所が平成 18 年 11 月 9 日付けで変更され、いずれも、相談や事務処理機能を有していることから、大阪府補助要綱の交付基準に適合しているとされている。また、所在地等は委託先との契約書において、事業実施場所となる指定施設について明記されている。

(5) 事業実施の確認

本件において実施場所の確認は、委託先との契約書に記載されている所在地確認を行っており、相談件数や利用者数等の確認は、八尾市実施要綱施行細則第 4 条の規定に基づき、年度末に実績報告書の提出を求めるとともに、年度途中において相談件数等の実施状況の確認を行っているとしている。

(6) 本件に関する契約等

本件の平成 18 年度の事業費については、平成 18 年 4 月 1 日付け福祉政策課起案第 3 号において契約を締結し、平成 18 年 4 月 1 日付けで支出負担行為を行い、平成 18 年 4 月 24 日付けの支出命令により第 1 期分として 2,900,000 円を支出されており、支出手続きは財務規則に則って適正に処理されている。

2 判 断

本件における事業実施の根拠は、大阪府が平成 16 年 7 月に施行した大阪府実施要綱に基づき、本市においては平成 18 年 1 月に施行した八尾市実施要綱等に基づく事業である。

また、本件における委託先選定理由については、CSW 配置事業をモデル的に実施する中のひとつとして障害者福祉関係における CSW 配置事業として実施するため、委託先条件として障害者福祉に関する相談解決の実績とノウハウを有していること、また、安中人権ふれあいセンターや障害者総合福祉センターあるいは保育所等の公共施設や民間の医療機関等との連携がとれること等を実施条件とし、本件委託先には事業遂行能力があると判断し、契約方法として自治法施行令に基づく随意契約としたという監査対象部局の判断について特段の不合理性は認められない。

事業内容も専門的知識や社会福祉士等の資格を必要とされる CSW を配置することにより、モデル的に実施される事業であり、障害者福祉関係、地域住民組織関係、高齢者福祉関係等の 4 分野における社会福祉事業として公益性が認められる。

また、本件の平成 18 年度の事業費については、平成 18 年 3 月市議会において、議案第 37 号「平成 18 年度一般会計予算」として提案され、市議会はこれを議決し、市議会と執行機関がそれぞれ所定の手続きを行っており、違法・不当な支出には当たらないものと判断する。

3 結 論

よって、「同和関係団体への委託業務 48 業務を廃止すること。」のうち、「コミュニティソーシャルワーカー配置事業(「(社会福祉法人)虹のかけはし」への委託事業)を廃止すること。」については、請求人の主張には理由はなく、当該措置の必要を認めない。

を公共の建物からただちに退去させること。」

(第2 監査の実施)

3 監査対象事項

請求内容から判断し、平成 18 年度における人権協会、西郡地域協議会、安中地域協議会に対する行政財産の目的外使用許可を監査対象事項とした。

4 監査対象部局

総務部 総務課

人権文化部 桂人権ふれあいセンター、安中人権ふれあいセンター

5 監査対象部局の陳述

平成 18 年 11 月 17 日、関係職員(総務部長、同部次長兼総務課長、同部総務課長補佐、人権文化部長、同部次長、同部桂人権ふれあいセンター館長、同部安中人権ふれあいセンター館長)から陳述の聴取を行った。

なお、当該席上においては、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人のうち 4 名が立ち会われ、最後に感想を述べられた。

- (1) 「総務部所管の人権協会に対する事務室目的外使用許可、人権文化部所管の西郡地域協議会及び安中地域協議会への事務室等目的外使用許可」に関する関係職員の陳述の要旨は次のとおりである。

人権協会が市庁舎内に入居することを認めている法的根拠と理由について

人権協会については、平成 13 年 12 月に八尾市同和対策協議会(以下「市同和協」という。)から出された意見具申「平成 14 年度以後の同和行政のあり方について」を踏まえ、「長年にわたり同和問題をはじめ、広く人権啓発事業や人材育成に取り組んで来ており、今後必要とされる人権啓発事業に広く活用すべきである。そのため、市が同和問題解決をはじめ多様な人権施策を推進していくための協力機関である」と位置付けている。

この位置付けに基づき、自治法第 238 条の 4 第 4 項の「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」との規定を受け、財務規則第 144 条第 1 項第 4 号「部長等が特にその必要があると認めるとき」の規定に基づき、行政財産目的外使用許可を行っている。

入居の時期について

人権協会としては平成 14 年度からとなっており、この庁舎においては、八尾市同和事業促進協議会として平成 6 年 5 月からとなっている。

庁舎(公有財産)使用料に関する有償・無償の基準について(人権協会、西郡地域協議会、安中地域協議会に共通)

使用料については、八尾市公有財産及び物品条例(以下「公有財産条例」という。)第 6 条第 1 項において、使用料の徴収について規定されており、また、第 2 項においては、使用料の全部又は一部を免除することができると規定されており、その第 1 号では「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しく

は公共用又は公益事業の用に供するとき」、またその第2号では「その他財産管理者が特に必要と認めるとき」となっている。

このように、使用料の徴収及び免除については、この公有財産条例第6条に基づき行っている。

当該団体の使用料を無償とした根拠について

使用料の免除については、公有財産条例第6条第2項第1号において、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」に該当する時は、使用料の全部又は一部を免除することができると規定している。

当該団体については、平成13年12月に市同対協から出された意見具申を踏まえ、協力機関として位置付けており、この位置付けに基づき、当該団体を公共的団体として、公益事業の用に供すると判断し、使用料の全部を免除している。

各年度の使用更新手続きについて(人権協会、西郡地域協議会、安中地域協議会に共通)

毎年、当該団体より「行政財産の一部目的外使用許可申請書」の提出を受けて、年度当初に、目的外使用許可を行っている。

光熱水費、電話料金等の負担及びその内訳について

光熱水費、電話料金については、人権協会の負担となっている。

このうち、電話については、人権協会が電話会社と契約を行い、当該団体が負担しているものと認識している。なお、当該目的外使用許可を行っている部屋には、内線通話が可能な本市の電話が設置されている。

光熱水費については、面積按分により算定した金額を人権協会の負担としており、金額は光熱費全体で平成18年度では94,366円となっている。当該金額については、許可に際し、平成16年度下半期と平成17年度上半期の本庁舎全体の光熱水費の実績額を、本庁舎総床面積である26,979.09㎡と許可面積である36.36㎡の割合で面積按分により算出した金額となっている。

なお、内訳は、電気代が77,021円、ガス代が4,157円、上水道代が8,149円、下水道代が5,039円となっており、年度末に納付されている。

無償で庁舎内に入居を認めている他の団体について

他に、本庁舎において使用料を免除して目的外使用許可を行っているのは、りそな銀行の窓口、(財)八尾市清協公社、八尾市土地開発公社、八尾市職員労働組合等である。

請求人の主張に対する意見について

目的外使用許可については、自治法第238条の4第4項等の規定に基づき行っており、特別扱いによる違法・不当であるとは考えていない。

- (2) 「人権文化部所管の西郡地域協議会及び安中地域協議会に対する事務室等目的外使用許可」に関する関係職員の陳述の要旨は次のとおりである。

西郡・安中の両地域協議会と市との関係について

平成13年12月に市同対協から出された「平成14年度以後の同和行政のあり方についての意見具申」を踏まえ、本市は両地域協議会を「周辺地域の住民も参画した

団体であり、これまで地域で同和問題の解決や地域のまちづくりに取り組むなど、貴重な実績やノウハウを有しており、周辺地域を含む地域住民の実態・ニーズの把握を通じて、地域の「コミュニティづくり」を担う自治会的な団体であり、本市が人権施策等を推進するための協力機関」として位置付けている。

一方、両地域協議会は、本市と協力・連携し、同和問題解決の施策をはじめ、人権施策に関する事業を行っている。

当該両団体が桂・安中両人権ふれあいセンター内に入居することを認めている法的根拠と理由について

両地域協議会については、「同和問題解決のための施策をはじめ、人権施策に事業を行うことにより、差別のない人権尊重のコミュニティの実現、保健・福祉の増進に寄与する」ことを目的として設置された団体である。

本市としては、先程の両地域協議会に対する位置付けに基づいて、自治法第 238 条の 4 第 4 項「行政財産の目的外使用許可」を踏まえ、財務規則第 144 条第 1 項第 4 号「部長等が特にその必要があると認めるとき」の規定に基づき、行政財産目的外使用許可を行っている。

両人権ふれあいセンター内への入居の時期について

西郡地域協議会については、平成 14 年 4 月の改組前の団体も含めると、昭和 47 年度から入居を認めている。

また、安中地域協議会については、平成 14 年 10 月の改組前の団体も含めると、昭和 45 年度から入居を認めている。

当該両団体の使用料をいずれも無償とした根拠について

両地域協議会については、「同和問題解決のための施策をはじめ人権施策に関する事業を行うことにより、差別のない人権尊重のコミュニティの実現、保健・福祉の増進に寄与する」ことを目的として設置された団体である。

本市としては、先程の両地域協議会に対する位置付けに基づいて、両地域協議会を公共的団体と判断するとともに、本市と協力・連携し、両地域協議会が実施している同和問題解決の施策をはじめとする人権施策に関する事業を公益事業であると判断し、先程の条例を根拠として無償としている。

両地域協議会が使う光熱水費、電話料金等の負担及びその内訳について

光熱水費、電話料金については、両地域協議会が負担している。

このうち電話については、両地域協議会が N T T と直接契約を行い、料金も直接 N T T に支払っている。

他の光熱水費については、施設全体の契約となっており、地域協議会分のみを算出することが困難なため、面積按分により計算し、年度末に一括して負担としている。

実際の負担金額については、西郡地域協議会は平成 17 年度の場合、平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月支払い分までの施設全体の年間光熱水費 188 万 533 円を施設の全体面積である 999.91 m²と専用面積 39.15 m²の割合で面積按分した金額 7 万 3629 円となっている。

次に、安中地域協議会の場合も同様に、施設全体の年間光熱水費 180 万 7783 円を施設の全体面積 922.05 m²と専用面積 48.38 m²の割合で面積按分した金額 9 万 4854 円となっている。

無償で両人権ふれあいセンター内に入居を認めている他の団体について
両人権ふれあいセンターとも、他に入居を認めている団体はない。

桂・安中両人権ふれあいセンターを使用するうえにおいて、西郡・安中両地域協議会における違いについて

特に、大きな差異はない。

請求人の主張に対する意見について

地対財特法失効後の本市の部落差別を解消するための事業や施策については、一般施策を活用して実施されているものであり、両地域協議会に対する目的外使用許可等についても、他の団体への目的外使用許可同様、自治法及び本市の財務規則等に基づき適法に執行しているところである。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 行政財産目的外使用許可の根拠法令

行政財産の管理および処分については、自治法第238条の4第4項において「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されている。

(2) 使用料の減額又は免除について

「使用許可に基づく使用料」については、公有財産条例第6条第1項において「自治法第238条の4第4項の規定により使用を許可した場合(行政財産の目的外使用許可)は、次の基準により市長が別に定める使用料を徴収しなければならない。」と規定され、使用許可に当たっては使用料を徴収することとされている。

ただし、公有財産条例第6条第2項において「使用料の全部又は一部を免除することができる。」と規定され、第1号において「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」第2号において「その他財産管理者が特に必要と認めるとき。」と規定され、いずれかに該当するときは使用料を減額又は免除できるとされている。

(3) 行政財産目的外使用許可の取消し等

行政財産目的外使用許可の取消しについては、自治法第238条の4第6項において「使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。」と規定されている。

(4) 平成18年度の人権協会に対する目的外使用許可

目的外使用許可は、当該団体から平成18年1月20日付けで「行政財産の一部目的外使用許可申請書(使用物件は八尾市庁舎本館3階の一部36.36㎡、使用期間は平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)」が提出され、同年4月1日付けで自治法第238条の4第4項及び財務規則第144条第1項第4号の規定を適用し、許可書(「八総総指令第12号」)により一部目的外使用許可の処分を行っている。

目的外使用許可に伴う使用料については、許可条件として、同許可書第 2 条において「事務所として使用するものとし、それ以外の用途に使用してはならない。」とされるとともに、同許可書第 4 条において「使用料は公有財産条例第 6 条第 2 項第 1 号の規定により全額免除する。」とされている。

なお、経費の負担については、同許可書第 5 条第 1 項において「使用物件に附帯する電気等の諸設備の使用料として、年額 94,366 円を支払わなければならない。」とされ、光熱水費として庁舎に係る前年度等の実費を使用許可面積で按分した金額について負担するものとし、その支払い時期は同第 2 項において「請求に対して 7 日以内」と記載されており、年度末に請求する予定であるとされている。

許可書第 8 条に使用許可の取消し・変更に該当するときとして、「使用者が許可条件に違反したとき。(第 1 号)」、「市において使用物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。(第 2 号)」と規定されている。本件請求に関して監査対象部局に確認したが、監査時点までに該当することはなかった旨を報告されている。

(5) 平成 18 年度の西郡地域協議会に対する目的外使用許可等

目的外使用許可は、当該団体から平成 18 年 2 月 28 日付けで「行政財産目的外使用許可申請書(使用物件は八尾市立桂人権ふれあいセンター建物の一部 39.15 m²及び同倉庫の一部 37.9 m²、使用期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)」が提出され、同年 4 月 1 日付けで財務規則第 144 条第 1 項第 4 号の規定を適用し、許可書(「八人桂第 10 号」)により一部目的外使用許可の処分を行っている。

目的外使用許可に伴う使用料については、許可条件として「事務室及び物入れとして使用し、それ以外の用途に供してはならない。(同許可書第 2 項)」とされるとともに、「使用料は公有財産条例第 6 条第 2 項第 1 号の規定により全額免除する。」とされている。

なお、経費の負担については、同許可書第 4 項において「使用物件に附帯する諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。」とされ、光熱水費として許可期間中のセンターに係る実費を使用許可面積で按分した金額について負担するものとし、年度末に請求する予定であるとされている。

許可書第 6 項に使用許可の取消し・変更に該当するときとして、「市において公用又は公共用に供するため使用物件を必要とするとき、又は使用者が許可条件に違反したとき」と規定されている。本件請求に関して監査対象部局に確認したが、監査時点までに該当することはなかった旨を報告されている。

(6) 平成 18 年度の安中地域協議会に対する目的外使用許可等

目的外使用許可は、当該団体から平成 18 年 3 月 23 日付けで「目的外使用許可申請書(使用物件は八尾市立安中人権ふれあいセンター事務室の一部 19.005 m²及び相談室 10.37 m²、同倉庫の一部 19.44 m²、同駐車場の一部 12.5 m²、使用期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)」が提出され、同年 4 月 1 日付けで財務規則第 144 条第 1 項第 4 号の規定を適用し、許可書(「八人安第 3 号、同第 4 号、同第 5 号」)により一部目的外使用許可の処分を行っている。

目的外使用許可に伴う使用料については、許可条件として「事務室、相談室、物

入れ、倉庫用地、駐車場用地」として使用し、それ以外の用途に供してはならない。(同許可書第2項)」とされるとともに、「使用料は公有財産条例第6条第2項第1号の規定により全額免除する。」とされている。

なお、経費の負担については、同許可書第4項において「使用物件に附帯する諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。」とされ、光熱水費として許可期間中のセンターに係る実費を使用許可面積で按分した金額について負担するものとし、年度末に請求する予定であるとされている。

許可書第6項に使用許可の取消し・変更に該当するときとして、「市において公用又は公共用に供するため使用物件を必要とするとき、又は使用者が許可条件に違反したとき」と規定されている。本件請求に関して監査対象部局に確認したが、監査時点までに該当することはなかった旨を報告されている。

2 判 断

自治法第242条第8項によれば、住民監査請求に基づく監査及び勧告の決定は、監査委員の合議によるものとされている。監査委員4名の協議において、本件の違法・不当性を判断するにあたり、その前提としての人権協会、西郡地域協議会、安中地域協議会が行う事業の公益性等について判断がわかれ、「請求に理由がない」とする意見と「請求に理由がある」とする意見が並存し、意見の一致を見るために協議を重ねたが合議に至らなかった。

協議の過程で出された監査委員の意見は次のとおりである。

(1) 3人の監査委員の意見

行政財産の目的外使用が認められる範囲は、自治法第238条の4第4項において、「行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されており、当該行政財産を使用させることが本来の用途に使用するに際して問題となることがないかどうか等を検討するとともに、行政財産によっては本来の用途又は目的以外に使用させても、本来の用途又は目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産の効用を高めることもあり、地方公共団体の財政運営に寄与し、その効率的な利用が期待できるときは認めることがむしろ適当である場合もあるとされ、使用許可そのものについては、行政処分であることから、許可を受ける団体の公共性等の条件の定めはない。

市においては財務規則第144条第1項において「行政財産の目的外使用」については、「当該行政財産を利用する者のために食堂等の厚生施設を設置するとき(第1号)、学術調査等の公益目的のために講演会等の用に短期間供するとき(第2号)、災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき(第3号)、前各号に掲げるほか部長等が特にその必要があると認めるとき(第4号)。」と規定している。したがって、使用の許可にあたっては、これらの視点から総合的かつ実質的に検討して判断することが求められると考える。

本件に関し監査対象部局において、「人権協会は、八尾市における人権施策に協力し、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的とし、人権意識の普及及び高揚を図るための教育・啓発、人材の育成及び教材の開発をはじめ、様々な課題を有する

人々の自立と自己実現に取り組む住民活動への支援等必要な事業を行っている。」としている。また、両地域協議会についても、「差別のない人権尊重のコミュニティの実現、保健・福祉の増進に寄与することを目的とし、本市と協力・連携し、同和問題をはじめ、女性問題、子ども・高齢者などへの虐待防止、障害者・外国人差別などの人権施策に関する事業を行っていることは公益性がある。」とする市の判断について、特に不合理な点は認められない。

また、本件に関する事務手続きについては、いずれも財務規則及び事務処理規程に則って処理されており、何ら不当性は認められない。

よって、請求人の主張には理由がなく、当該措置の必要を認めない。

なお、本件目的外使用許可にかかる使用料について、市においては、人権協会、両地域協議会のいずれの団体も「公共的団体、市の協力団体」と位置付け、また、その用も「公益事業の用に供する」と判断し、公有財産条例の規定に基づき免除としている。

使用料徴収については、同条例第6条第1項において「使用を許可した場合は、市長は別に定める使用料を徴収しなければならない」とする一方で、例外措置として同条第2項において「公共的団体において、公共用又は公益事業の用に供するときは、使用料の一部又は全部を免除することができる」と規定している。

もとより、行政財産は行政上の目的のために最も適正に管理され、かつ、効率的に使用されるべきものとされることから、目的外使用許可にあっても、使用料徴収は原則的には有償であることを踏まえたうえで、財産の適正管理と財産価値の確保の両面に視点を置きつつ、他の使用許可事案を含めて、一部又は全部を免除しているその理由を改めて検証するとともに、安易に「公共的団体」や「公共用又は公益事業の用に供する」等の判断がなされないよう、市としての統一的な基準の整備に努められたい。

(2) 1人の監査委員の意見

本件目的外使用許可は「同和对策事業特別措置法」等を背景として設立された旧八尾市同和事業促進協議会に対し現本庁舎に平成6年度から、旧八尾市同和事業促進西郡地区協議会に対し桂人権ふれあいセンターに昭和47年度から、旧八尾市同和事業促進安中地区協議会に対し安中人権ふれあいセンターに昭和45年度から許可されており、平成14年度以降は改組された人権協会、西郡地域協議会、安中地域協議会に対し引き続き許可されている。「地対財特法」が平成13年度末に失効している状況で、人権協会は旧八尾市同和事業促進協議会から、西郡地域協議会は旧八尾市同和事業促進西郡地区協議会から、安中地域協議会は旧八尾市同和事業促進安中地区協議会から、それぞれが人権と名を変えて存在している団体であり、地対財特法失効後は法的根拠がないにもかかわらず続けている同和行政の一環としたこの目的外使用許可は認められず、不当であると考える。

よって、請求人の主張には理由がある。

【本件請求に関する監査の結果等】

以上のことから、請求項目 3 に関しては、「請求人の主張には理由がなく、当該措置の必要を認めない。」との結論を得たが、請求項目 1、2、4 に関しては、監査委員の合議に至らず、結論が出なかったものである。